昭和三十六年通商産業省令第九十五号

割賦販売法施行規則

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、および同法を実施するため、割賦販売法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章　総則（第一条）
第一章の二　割賦販売
第一節　総則（第一条の二―第十一条）
第二節　前払式割賦販売（第十二条―第二十六条）
第二章　ローン提携販売（第二十七条―第三十五条）
第三章　信用購入あっせん
第一節　包括信用購入あっせん
第一款　業務（第三十六条―第六十条）
第二款包括支払可能見込額の調査等の特例（第六十一条―第六十二条の六）
第三款　包括信用購入あっせん業者の登録等（第六十三条―第六十八条）
第四款登録少額包括信用購入あっせん業者（第六十八条の三―第六十八条の十七）
第二節　個別信用購入あっせん
第一款　業務（第六十九条―第九十八条）
第二款　個別信用購入あっせん業者の登録等（第九十九条―第百三条）
第三節　指定信用情報機関
第一款　通則（第百四条―第百八条）
第二款　業務（第百九条―第百十四条）
第三款　監督（第百十五条―第百十七条）
第四款加入包括信用購入あっせん業者及び加入個別信用購入あっせん業者（第百十八条―第百二十一条）
第四章　前払式特定取引（第百二十二条―第百二十五条）
第五章　指定受託機関（第百二十六条―第百三十一条）
第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等
第一節　クレジットカード番号等の適切な管理（第百三十二条―第百三十三条）
第二節クレジットカード番号等取扱契約（第百三十三条の二―第百三十三条の十四）
第七章　認定割賦販売協会（第百三十四条・第百三十五条）
第八章　雑則（第百三十六条―第百四十二条）
附則

第一章　総則

（用語の定義）

第一条　この命令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一章の二　割賦販売

第一節　総則

（割賦販売条件の表示の方法）

第一条の二　法第三条第一項各号の事項は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者（以下本節、第二章、第三章（第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。）、第七章及び別表第一において「購入者等」という。）の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（抵当権の設定の登記若しくは登録若しくはこれらの抹消に要する手数料又は公正証書の作成に要する手数料（法令に規定する手数料に限る。以下「登記等手数料」という。）を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）が二千五百円未満のときは、示さないことができる。

一　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第一項第一号に規定する営業所等（第六十九条第一項第一号において「営業所等」という。）において見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。

二　指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手方又は指定役務を提供しようとする相手方が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に示すこと。

三　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四　法第三条第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

２　法第三条第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一　賦払金の支払の間隔が次のいずれかに該当する場合

イ　支払期間における賦払金の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

ロ　イに掲げる場合を除き、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の賦払金の支払日から支払期間の終了の日までの支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

二　賦払金の額が次のいずれかに該当する場合

イ　賦払金の額が均等である場合

ロ　任意の一回の賦払金を除く他の賦払金の額が均等であり、当該均等な賦払金の額と異なる一回の賦払金の額が他の均等な賦払金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ　支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（支払期間が一年未満の場合に限る。）であつて、支払期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける賦払金（以下「特定月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の賦払金の額が他の賦払金の額を超えている場合又は支払期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の賦払金（以下「特定の二月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の賦払金の額を超えている場合が同額で他の賦払金の額が同額で他の賦払金の額を超えている場合

第二条　法第三条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第三条第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

２　法第三条第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については前条第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

３　法第三条第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　商品若しくは権利の割賦販売価格又は役務の割賦提供価格の具体的算定例

二　極度額（割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務を受領することができる額の上限であつて、あらかじめ定められたものをいう。次条第三項第二号において同じ。）について定めがあるときは、その金額

三　前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第三条　法第三条第三項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第三条第三項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2　法第三条第三項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

3　法第三条第三項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　弁済金の額の具体的算定例

二　極度額について定めがあるときは、その金額

三　前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第四条　法第三条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、それぞれ同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、割賦手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。

一　法第三条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について、指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手方若しくは指定役務を提供しようとする相手方又は利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第三条第一項第四号、第二項第二号又は第三項第二号の事項は、それぞれ第一条の二第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

（書面の交付等）

第五条　法第四条第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第三条第二項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結した場合においては第五号に掲げる事項を、同項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）をそれぞれ記載しないことができる。

一　割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号

二　契約年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　頭金又は初回金の額

六　賦払金の支払回数

七　割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「割賦販売の契約」という。）について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

八　前払式割賦販売の場合を除き、支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

九　賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十　役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項

十一　商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

十二　権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項

十三　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十四　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十五　割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

第六条　法第四条第一項の規定（法第三条第一項の割賦販売の場合に限る。）により法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　法第四条第一項第五号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ　購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ　割賦販売の契約の締結の前に割賦販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ　購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ニ　購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第六条第一項、第三項及び第四項の規定に合致していること。

ホ　割賦販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における割賦販売業者の義務に関し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

三　法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　所有権の移転に関する事項	イ　商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ　商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二　支払時期の到来していない賦払金の支払の請求に関する事項	イ　購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ　購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。
三　賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額又は違約金に関する事項	賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第六条第二項の規定に合致していること。
四　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合の内容に	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合（道路運送車両法（昭和二十六年法律

適合しない場合の責任に関する事項	第百八十五号）の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
五　法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号及び第十三号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。
四　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。	

２　前項の規定は、法第三条第二項の割賦販売の場合に準用する。

第七条　法第四条第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、割賦販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一　割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号

二　契約年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　割賦販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

六　支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

七　弁済金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

八　役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項

九　商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

十　権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項

十一　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十二　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十三　割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

第八条　法第四条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　法第四条第二項第四号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ　購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ　割賦販売の契約の締結の前に割賦販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ　購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ニ　割賦販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における割賦販売業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

三　法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　所有権の移転に関する事項	イ　商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ　商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二　支払時期の到来していない弁済金の支払の請求に関する事項	イ　購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、割賦販売業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ　購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。

三　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
四　法第四条第二項第五号並びに前条第六号及び第十一号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。
四　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。	

第九条　法第四条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び割賦販売の手数料以外の債務のうち未払として残つている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を記載すること。

三　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十条　法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　割賦販売業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信

し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、割賦販売業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十一条　割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号。以下「令」という。）第二条の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項に規定する方法のうち割賦販売業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

第二節　前払式割賦販売

（許可の申請）

第十二条　法第十二条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2　法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　許可申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、直前十事業年度）の貸借対照表（関連する注記を含む。第百二十二条第二項第一号において同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。同号において同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。同号において同じ。）又はこれらに代わる書面

二　次の事項を記載した許可後五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、許可後十事業年度）の業務計画書

イ　前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の販売計画

ロ　収支計画

ハ　資金計画

三　役員の履歴書

四　法第十五条第一項第六号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面

五　前払式割賦販売に関する代理店を有するときは、代理店契約書の写し

六　申請の日前一年間における指定商品の種類別の前払式割賦販売の方法による販売額

3　法第十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第百四十条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項に定める行政機関等の使用に係る電子計算機から入手され記録されたものとする。

（前払式割賦販売契約約款の基準）

第十三条　法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次の事項が記載される欄があること。

イ　販売者の名称及び住所

ロ　購入者の氏名

ハ　契約番号

ニ　契約年月日

ホ　商品の種類

ヘ　商品の数量

ト　前払式割賦販売価格

チ　賦払金の金額、回数、支払時期及び支払の方法

リ　前払式割賦販売契約約款の交付の時期及び交付の方法

二　購入者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

三　次の表の上欄の事項（商品の引渡しを受ける前に代金の一部を支払う旨を定める前払式割賦販売契約約款にあつては、同欄の一から五までの項の事項）が記載されており、かつ、その内容が同表の下欄の基準に合致していること。

記載すべき事項	内容の基準
一　領収書の発行に関すること。	支払の方法が集金又は持参の場合には、領収書を発行する旨が定められていること。
二　商品の引渡し時期に関すること。	引渡し時期として商品の引渡しを受ける前に支払うべき代金の完済後三十日以内の一定期間が定められていること。
三　契約の解除に関すること。	購入者の支払義務の不履行により契約を解除する場合は、販売者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、販売者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨及び販売者の責に帰すべき事由により契約の目的を達することができなくなつた場合には、購入者は当該契約を解除することができる旨が定められていること。
四　契約の解除に伴う損害賠償等に関すること。	購入者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、契約解除の日から六十日以内の一定の期間内に購入者が既に支払つた金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が、購入者が容易に計算することができる方法により明確に表示されていること、並びに販売者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、遅滞なく、支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を払い戻す旨が定められていること。
五　代金残額の一括支払いに関すること。	購入者は、賦払金の支払の途中において、契約に係る商品の現金販売価格から支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を控除した額を現金で支払つた場合には、当該商品の引渡しを受け、契約を結了することができる旨が定められていること。
六　支払完済前の商品引渡しに関すること。	購入者は、販売者が定める一定の回数以上賦払金を支払つた場合であつて、販売者が定める条件に適合するときは、当該割賦販売契約の内容を変更して商品の引渡しを受けることができる旨及びこの場合において販売者は支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を変更後の代金の一部に充当する旨が定められていること。
七　前払式割賦販売契約約款の交付及び再交付に関すること。	前払式割賦販売契約約款を交付する場合にあつては、その交付の時期及び交付の方法並びに購入者から当該約款の再交付を求められたときは、遅滞なく、当該約款を再交付する旨が定められていること。

四　次の事項が記載されていないこと。

イ　前払式割賦販売契約約款の再交付をする場合において、その再交付に通常要する費用を超えて手数料を徴収すること。

ロ　契約締結後に販売者が消費税及び地方消費税の増額以外の理由により価格の引上げを行うことができること。

ハ　契約締結後に販売者が契約に係る商品を変更することができること。

ニ　購入者からの契約の解除ができない旨の特約

ホ　法第二十七条第二項に規定する特約

ヘ　当該契約に係る訴の属する裁判所の管轄につき購入者に著しく不利となる特約

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、法令に違反する特約又は購入者に著しく不利となる特約

五　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

（営業保証金の供託の届出）

第十四条　法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第四による届出書を提出してしなければならない。

（営業保証金等に充てることができる有価証券）

第十五条　法第十七条第二項（法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第三号までに規定する債券

二　前号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

三　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十八条に規定する振替国債

（営業保証金等に充てることができる有価証券の価額）

第十六条　法第十七条第二項（法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により前条の有価証券を営業保証金又は前受業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　前条第一号又は第三号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十五

二　前条第二号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十

2　割引の方法により発行した債券については、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

（前受金保全措置）

第十七条　法第十八条の四第一項及び第二十二条第二項の規定による届出は、様式第五による届出書を提出してしなければならない。

第十八条　法第十八条の五第三項の承認の申請は、様式第六による申請書を提出してしなければならない。

2　法第十八条の五第五項の承認の申請は、様式第七の申請書を提出してしなければならない。

3　前項の申請書には、供託委託契約を解除したことを証する書面を添付しなければならない。

（承継の届出）

第十九条　法第十八条の六第二項の規定による届出は、様式第八による届出書を提出してしなければならない。

2　法第十八条の六第二項の事実を証する書面は、次のとおりとする。

一　登記事項証明書並びに役員の履歴書及び第十二条第二項第四号に規定する書面

二　事業の全部を譲り受けたことによって許可割賦販売業者の地位を承継した法人にあっては、事業譲渡契約書の写し

（変更の届出）

第二十条　法第十九条第一項の規定による届出は、様式第九による届出書を提出してしなければならない。

2　法第十九条第二項の規定による届出は、様式第十による届出書を提出してしなければならない。

3　法第十九条第四項において準用する法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法第十九条第一項の規定による届出にあっては、次に掲げるもの

イ　その変更に係る事項を証する書類

ロ　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第十二条第二項第四号に掲げる書面（法第十五条第一項第八号に係るものに限る。）

ハ　その変更が新たに前払式割賦販売に関する代理店を設置したことに係るものであるときは、代理店契約書の写し

二　法第十九条第二項の規定による届出にあっては、変更前及び変更後の前払式割賦販売契約約款

4　第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において準用する法第十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（帳簿の備付け）

第二十一条　法第十九条の二の帳簿は、主たる営業所（主たる営業所に備える帳簿に第三項各号に掲げる事項をすべて記載することが困難な場合には、主たる営業所及び従たる営業所であって経済産業大臣に様式第十一による届出書の提出があったもの）に備えなければならない。

2　帳簿は、閉鎖の日から起算して二年間保存しなければならない。

3　法第十九条の二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前払式割賦販売の契約を締結した者の氏名及び住所

二　契約番号

三　商品名

四　前払式割賦販売の契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金（以下「予約前受金」という。）の残高

五　営業所又は代理店ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数

4　主たる営業所及び第一項に規定する従たる営業所に帳簿を備える場合においては、主たる営業所に備える帳簿には、帳簿を備える営業所ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数を記載しなければならない。

（改善命令に係る収支率等）

第二十二条　法第二十条の二第一項第一号の経済産業省令で定める率は、百分の百とする。

2　法第二十条の二第一項第二号の経済産業省令で定める率は、百分の九十とする。

3　法第二十条の二第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。

二　予約前受金の合計額又は負債の合計額が財産の状況に照らし著しく過大であるとき。

三　前払式割賦販売に係る繰延費用を過大に計上しているときその他経理処理が不健全なとき。

四　基準日において前受金保全措置により前払式割賦販売の契約によって生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額を下回ったとき。

五　販売員その他従業員に対する指導監督が十分でないとき。

六　前払式割賦販売の業務の委託先（委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）又は代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）に対する指導が十分でないとき。

七　購入者に対して、前払式割賦販売の契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しくは誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。

八　購入者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している前払式割賦販売の契約を消滅させて新たな前払式割賦販売の契約の申込みをさせ、又は新たな前払式割賦販売の契約の申込みをさせて既に成立している前払式割賦販売の契約を消滅させる行為を行ったとき。

九　前払式割賦販売の契約を締結させ、又は前払式割賦販売の契約の解除を妨げるため、購入者を威迫したとき。

十　購入者からの前払式割賦販売の契約の解除の申出を受けることを拒否し、又は不当に遅延させたとき。

十一　前払式割賦販売の業務に関して取得した購入者に関する情報の適切な取扱い及び購入

者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていないとき。

十二　前払式割賦販売契約約款に記載されている義務を履行しないとき。

十三　前払式割賦販売契約約款の内容が第十三条の基準に適合しないとき。

4　前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式割賦販売に係る繰延費用は、その計算しようとする日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、貸付金及び未収入金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下この項及び第百二十四条第四項において同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（収益の額等の計算）

第二十三条　法第二十条の二第二項に規定する収益の額は、純売上高（役務収益を含む。）の額及び営業外収益の額を合計して計算するものとする。この場合において、割賦販売に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している許可割賦販売業者については、その未実現利益の当該事業年度における増加額は、収益の額から控除し、減少額は、収益の額に算入するものとする。

2　法第二十条の二第二項に規定する費用の額は、売上原価（役務原価を含む。）の額、販売費及び一般管理費の額並びに営業外費用の額を合計して計算するものとする。

3　前二項の場合において、前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の利益又は損失の額は、収益又は費用の額に算入しないものとする。

4　法第二十条の二第二項に規定する流動資産の合計額は、次の各号に掲げる資産の額を合計して計算するものとする。

一　現金

二　預金

三　受取手形

四　売掛金

五　有価証券（投資有価証券を除く。）

六　商品

七　製品

八　半製品

九　原材料

十　仕掛品

十一　貯蔵品

十二　前渡金

十三　前払費用（一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。）

十四　短期貸付金

十五　立替金

十六　未収入金

十七　未収収益

十八　前払式割賦販売に係る繰延費用（一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。）

十九　前各号に掲げるもの以外の資産（一年以内に現金化できると認められるものに限る。）

5　法第二十条の二第二項に規定する流動負債の合計額は、次の各号に掲げる負債を合計して計算するものとする。

一　支払手形

二　買掛金

三　短期借入金

四　未払金

五　未払費用

六　前払式割賦販売に係る前受金（一年以内に取り崩されると見込まれるものに限る。）

七　預り金

八　前受収益

九　未払法人税等

十　前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）

6　第四項又は前項に規定する資産又は負債の額は、計算日における帳簿価額（第四項第三号、第四号、第十四号及び第十六号に掲げる資産については貸倒引当金を控除した額。以下この項において同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつては、その帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつては、その帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（供託委託契約の受託者が供託した前受業務保証金の取戻し）

第二十四条　法第二十条の四第二項の承認の申請は、様式第十二による申請書を提出してしなければならない。

（処分の公示）

第二十五条　法第二十四条（法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（廃止の届出）

第二十六条　法第二十六条第一項の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

第二章　ローン提携販売

（ローン提携販売条件の表示の方法）

第二十七条　法第二十九条の二第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第二十九条の二第一項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融資手数料（借入金の利息、保証料、信用調査費、事務管理費その他何らの名義をもつてするを問わずローン提携販売に係る手数料としてローン提携販売業者（購入者等の債務の保証について、ローン提携販売業者から委託を受けて保証を行う者を含む。）又は融資を行う者（購入者等がローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務の提供を受ける場合において、支払総額の全部又は一部に充てるための借入金の借入れを行う相手方をいう。）が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料をローン提携販売に係る手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2　法第二十九条の二第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、分割返済金の返済の方法が、返済の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一　分割返済金の返済の間隔が次のいずれかに該当する場合

イ　返済期間における分割返済金の返済が月一回であり、かつ、等間隔である場合

ロ　イに掲げる場合を除き、契約の締結された日から第一回の分割返済金の返済日の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の分割返済金の返済日から返済期間の終了の日までの返済が月一回であり、かつ、等間隔である場合

二　分割返済金の額が次のいずれかに該当する場合

イ　分割返済金の額が均等である場合

ロ　任意の一回の分割返済金を除く他の分割返済金の額が均等であり、当該均等な分割返済金の額と異なる一回の分割返済金の額が他の均等な分割返済金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ　返済期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（返済期間が一年未満の場合に限る。）であつて、返済期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける分割返済金（以下「特定月の分割返済金」という。）以外の分割返済金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の分割返済金の額が他の分割返済金の額を超えている場合又は返済期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、返済期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の分割返済金（以下「特定の二月の分割返済金」という。）以外の分割返済金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の分割返済金の額が同額で他の分割返済金の額を超えている場合

3　法第二十九条の二第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　支払総額の具体的算定例

二　極度額（ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務を受領することができる額の上限であつて、あらかじめ定められたものをいう。次条第三項第二号において同じ。）について定めがあるときは、その金額

三　前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第二十八条　法第二十九条の二第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第二十九条の二第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融資手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

２　法第二十九条の二第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

３　法第二十九条の二第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　弁済金の額の具体的算定例

二　極度額について定めがあるときは、その金額

三　前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第二十九条　法第二十九条の二第三項の規定により、同条第一項又は第二項のローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告をするときは、それぞれ同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一　法第二十九条の二第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第二十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第二十七条第二項又は前条第二項に規定する方法により算定した融資手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

（書面の交付等）

第三十条　法第二十九条の三第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第二十九条の二第一項のローン提携販売の方法により指定商品を販売する契約であつて、当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一　ローン提携販売業者の名称及び住所又は電話番号

二　契約年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　返還回数

六　ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「ローン提携販売の契約」という。）について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

七　法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第一項の規定に関する事項

八　役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項

九　商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

十　権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項

十一　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十二　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十三　ローン提携販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

第三十一条　法第二十九条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　法第二十九条の三第一項第五号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ　購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ　ローン提携販売の契約の締結の前にローン提携販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ　ローン提携販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合におけるローン提携販売業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

三　前条第七号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、分割返済金の返済の請求をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。

四　法第二十九条の三第一項第六号並びに前条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　所有権の移転に関する事項	イ　商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ　商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にローン提携販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
三　法第二十九条の三第一項第六号及び前条第十一号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

第三十二条　法第二十九条の三第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、ローン提携販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一　ローン提携販売業者の名称及び住所又は電話番号

二　契約年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　ローン提携販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

六　法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五の規定に関する事項

七　役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項

八　商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

九　権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項

十　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十一　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十二　ローン提携販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

第三十三条　法第二十九条の三第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　法第二十九条の三第二項第四号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ　購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ　ローン提携販売の契約の締結の前にローン提携販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ　ローン提携販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合におけるローン提携販売業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

三　前条第六号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、弁済金の返済の請求をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。

四　法第二十九条の三第二項第五号、前条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　所有権の移転に関する事項	イ　商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ　商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合のローン提携販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にローン提携販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
三　法第二十九条の三第二項第五号及び前条第十号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条　法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する旨の通知を電子情報処理組織を使用する方法により当該利用者又は購入者等に対してした後、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十五条　令第十七条において読み替えて準用する令第二条の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項に規定する方法のうちローン提携販売業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

第三章　信用購入あつせん

第一節　包括信用購入あつせん業務

（包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報の提供等）

第三十六条　法第三十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四　法第三十条第一項第二号の事項は、第五項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を包括信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの

イ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を提供すべき事項（以下「提供事項」という。）を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法

ハ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項、第五十条、第五十三条、第五十五条の四及び第六十八条の七において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者又は購入者等の閲覧に供するための提供事項を

記録させるファイルをいう。以下次項、第五十条、第五十五条の四及び第六十八条の七において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　利用者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、カード等に係る取引が結了する日までの間、次に掲げる事項（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ　前号に規定する期間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

4　この条から第三十七条の二まで、第五十条、第五十二条から第五十三条の二まで、第五十五条の二から第五十五条の四まで、第六十八条の六及び第六十八条の七の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　法第三十条第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一　支払分の支払の間隔が次のいずれかに該当する場合

イ　支払期間における支払分の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

ロ　イに掲げる場合を除き、包括信用購入あつせん関係受領契約の締結された日から第一回の支払分の支払日の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の支払分の支払日から支払期間の終了の日までの支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

二　支払分の額が次のいずれかに該当する場合

イ　支払分の額が均等である場合

ロ　任意の一回の支払分を除く他の支払分の額が均等であり、当該均等な支払分の額と異なる一回の支払分の額が他の均等な支払分の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ　支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（支払期間が一年未満の場合に限る。）であつて、支払期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける支払分（以下「特定月の支払分」という。）以外の支払分についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の支払分の額が他の支払分の額を超えている場合又は支払期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の支払分（以下「特定の二月の支払分」という。）以外の支払分についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の支払分の額が同額で他の支払分の額を超えている場合

6　法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　支払総額の具体的算定例

二　極度額について定めがあるときは、その金額

三　前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第三十七条　法第三十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四　法第三十条第二項第二号の事項は、第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、前条第二項に掲げる方法とする。

3　前項の方法は、前条第三項に掲げる基準に適合するものでなければならない。

4　法第三十条第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

5　法第三十条第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　弁済金の額の具体的算定例

二　極度額について定めがあるときは、その金額

三　前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第三十七条の二　法第三十条第三項の規定により同条第一項各号又は同条第二項各号の事項を記載した書面（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を交付するときは、第三十六条第一項、第五項及び第六項又は前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

2　法第三十条第三項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ　包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等（法第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号に限る。以下この号、第五十三条の二、第五十五条の二、第五十五条の三及び第六十八条の六において同じ。）を付与すること。

ロ　当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ　包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二　包括信用購入あつせん業者が法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項を記載した書面の交付により同条第一項又は第二項の規定による情報の提供を行つた場合

第三十八条　法第三十条第四項の規定により、包括信用購入あつせんをする場合の取引条件について広告するときは、同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一　法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第三十条第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第三十六条第五項又は第三十七条第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

（包括支払可能見込額の調査等）

第三十九条　法第三十条の二第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　年収

二　預貯金（利用者（個人である利用者に限る。次条から第四十八条まで、第五十六条か

ら第五十八条まで、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十八条の三、第六十八条の四、第三節及び別表第二において同じ。）の利益の保護を図るため包括支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。）

三　信用購入あつせんに係る債務の支払の状況

四　借入れの状況

五　前各号に掲げるもののほか、包括支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客観的に判断することができるもの

第四十条　法第三十条の二第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し又は付与しようとするときは、次項から第六項までに定めるところによる。

2　前条第一号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける年収の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとする場合（主として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の収入により生計を維持している者（以下「特定配偶者」という。）以外の者に交付し又は付与しようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。）には、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の年収を合算して算定することができる。

3　前条第二号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける預貯金の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとする場合（特定配偶者以外の者に交付し又は付与しようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。）には、当該他の者から受ける当該他の者の預貯金の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の預貯金を合算して算定することができる。

4　前条第三号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとする場合であつて、前二項の規定により、当該利用者及び当該他の者の年収又は預貯金を合算して算定するときは、当該他の者から受ける当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務を合算して算定しなければならない。

5　前条第四号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者からの借入れの状況その他の当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

6　前条第五号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける当該事項の申告その他の適切な方法により行わなければならない。

第四十一条　法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間（包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により商品若しくは権利を購入し、又は役務を受領することができる期間であつて、あらかじめ定められたものをいう。以下同じ。）を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（当該利用者に交付し又は付与しているカード等に付随するカード等（以下「付随カード等」という。）についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）は、前条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等（変更があつたと認めるときは、その変更後のもの）及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

2　前項の調査は、当該有効期間を更新しようとする日の六月前からその更新の日までの間に、一回行えば足りるものとする。

第四十二条　法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとするときは、第四十条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等（変更があつたと認めるときは、その変更後のもの）及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

第四十三条　法第三十条の二第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を三十万円を上限として増額しようとする場合（これらのうち、第四十一条又は第四十二条の場合に該当する場合を含み、次のいずれかに該当する場合を除く。）

イ　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利用者に交付し若しくは付与しようとする時点又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時点において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。

ロ　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五十万円を、又は支払時期の到来していない若しくは支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。

二　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ　極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つていない場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額）の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ　当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ　当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

三　第四十一条の場合（同条の場合であつて、第一号の規定により、包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し又は付与しようとするときを含む。）であつて、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

四　包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業

大臣が定める割合を乗じて得た額（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

五　第一号、第三号又は前号に掲げるもののほか、包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）

2　包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）には更新された後の有効期間を含み、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は第二号から第五号までのいずれかに掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一　前項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行つた年月日）

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

ハ　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

ニ　当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

二　前項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日

ロ　増額した期間

ハ　増額した後の極度額

ニ　利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的

ホ　あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ヘ　増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ト　利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第二号ロに該当するときに限る。）

三　前項第三号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ　当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

四　前項第四号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　付随カード等についてそれに係る契約年月日（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ　利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

五　前項第五号に掲げる場合　カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日

第四十四条　法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める資産は、利用者又は購入者等（個人である購入者又は個人である役務の提供を受ける者をいう。以下この条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで、第三節並びに別表第二において同じ。）が所有し、自己の居住の用に供する建物（当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、当該利用者又は購入者等が主として居住の用に供する一の建物に限る。以下この条において「住宅」という。）又は住宅の用に供されている土地若しくは当該土地に設定されている地上権とする。

第四十五条　法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める額（以下この条及び次条第一項第二号において「生活維持費」という。）は、別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数（ただし、当該利用者又は購入者等の包括支払可能見込額又は個別支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文又は第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、他の者の収入により生計を維持している者が、第四十条第二項若しくは第七十二条第二項の規定による年収の合算又は第四十条第三項若しくは第七十二条第三項の規定による預貯金の合算のいずれもしない場合にあつては、一人とする。）の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各号に定めるところによることができる。

一　別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数及び同表の中欄に掲げる場合の区分の双方について申告を受けることができない場合　二百四十万円

二　別表第二の中欄に掲げる場合の区分について申告を受けることができない場合（前号に該当する場合を除く。）　同表の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額のうち、より高いもの

三　別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数について申告を受けることができない場合（第一号に該当する場合を除く。）　別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数を四人以上とみなした上で、同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

四　利用者又は購入者等から当該利用者又は当該購入者等及びその者と生計を一にする者の最低限度の生活を維持するために必要な費用の一年分に相当する実際の額について客観的かつ合理的な方法により把握した場合　当該方法により把握した額（この場合において、別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を下限の目安として、これに留意するものとする。）

3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各号に定めるところによることができる。

一　包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入により生計を維持している者であつて当該他の者と同居している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の包括支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文第三十条第二項の規定による調査をするに当たり、第四十条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。　ないものとする。

二　包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及び他の者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の包括支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文

の規定による調査をするに当たり、第四十条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。 前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額（当該他の者からその年収の申告を受けることができない場合であってその合理的な推定ができないときにあっては、前二項の規定による当該者に係る生活維持費の二分の一に相当する額。第五号において同じ。）とする。

三　個別信用購入あっせん業者が、主として配偶者の収入により生計を維持している者であってその配偶者と同居している者を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合であって、個別信用購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利（日常生活において必要とされるものを除く。）を販売する契約又は個別信用購入あっせんに係る提供の方法により役務（日常生活において必要とされるものを除く。）を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。 ないものとする。

四　個別信用購入あっせん業者が、他の者の収入により生計を維持している者（主として配偶者の収入により生計を維持している者を除く。）であって当該他の者と同居している者を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。 ないものとする。

五　個別信用購入あっせん業者が、その収入及び他の者の収入により生計を維持している者を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当

4

該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。 前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額とする。

前三項（第二項第四号を除く。）の規定にかかわらず、包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者が、利用者又は購入者等の居住地域を確認する場合における当該利用者又は購入者等に係る生活維持費は、前三項（第二項第四号を除く。）の規定による当該利用者又は購入者等に係る生活維持費に、次の各号に掲げる当該利用者又は購入者等の居住地域の区分（別表第三に定める居住地域の区分をいう。次条において同じ。）に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とすることができる。

一　第一区分　百分の九十

二　第二区分　百分の八十五

第四十六条　別表第三に掲げる市町村（特別区を含む。以下この条及び別表第三において同じ。）の廃置分合があった場合には、次の各号に掲げる区域に居住する利用者又は購入者等の居住地域の区分は、当該各号に定める市町村により定まる。

一　廃置分合により市町村の区域の全部又は一部が他の市町村に編入された場合における当該廃置分合後の当該市町村の区域　当該他の市町村

二　廃置分合により市町村を新たに置いた場合における当該廃置分合後の当該市町村の区域　当該区域が当該廃置分合前に属していた市町村（当該市町村が二以上あるときは、利用者又は購入者等に係る生活維持費が最も高額なもの）

2

別表第三に掲げる市町村の境界変更があった場合には、当該境界変更に係る区域に居住する利用者又は購入者等の居住地域の区分は、当該境界変更により当該区域が属することとなった市町村により定まる。

第四十七条　法第三十条の二第三項の経済産業省令・内閣府令で定めるものは、基礎特定信用情報（信用購入あっせんに係る債務の支払の状況を除き、認定包括信用購入あっせん業者が法第三十条の五の五第二項の規定により特定信用情報を使用する場合及び登録少額包括信用購入あっせん業者が法第三十五条の二の四第二項の規定により特定信用情報を使用する場合には、第百十八条第二項第一号イに規定する事項を除く。）その他利用者又は購入者等の信用購入あっせんに係る支払能力に関する情報をいう。

第四十七条の二　法第三十条の二第四項の規定により、包括信用購入あっせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あっせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あっせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一　第四十条又は第四十二条で定めるところにより調査を行う場合　次に掲げる事項

イ　契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した年月日）

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した後の極度額）

ハ　法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（同条第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果を含む。）

ニ　第四十条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項

ホ　その他法第三十条の二第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し

二　第四十一条で定めるところにより調査を行う場合　次に掲げる事項

イ　利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行った年月日

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ　法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（同条第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果を含む。）

ニ　第四十条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項

ホ　その他法第三十条の二第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し（包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）

第四十八条　法第三十条の二の二ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第四十三条第一項各号に掲げる場合とする。

（包括信用購入あっせん関係受領契約に関する情報の提供等）

第四十九条　法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。

一　包括信用購入あっせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの者を特定することができる事項

二　契約年月日

三　支払分の支払回数

四　包括信用購入あっせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

五　法第三十条の四の規定に関する事項

六　包括信用購入あっせん関係受領契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

七　支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

八　支払分の支払の義務が履行されない場合（包括信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

九　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第五十条　法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　前条第五号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した包括信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする包括信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

四　前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ　購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。 ロ　購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ハ　購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十条の三第一項の規定に合致していること。 ニ　包括信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における包括信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。
二　支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項	イ　購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ　購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。
三　支払分の支払の義務が履行されない場合（包括信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額又は違約金に関する事項	法令に違反する特約が定められていないこと。
四　前条第六号から第八号までに掲げるもの以外の特約	日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

2　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの

イ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法

ハ　顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、包括信用購入あつせん関係受領契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日までの

間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ　前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第五十一条　法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、法第三十条第二項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。

一　包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの者を特定することができる事項

二　契約年月日

三　包括信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

四　法第三十条の五の規定に関する事項

五　包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

六　支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

七　弁済金の支払の義務が履行されない場合（包括信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

八　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第五十二条　法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　前条第四号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した包括信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、弁済金の支払の請求をする包括信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

四　前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ　購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。 ロ　購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては電磁的方法）で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ハ　包括信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における包括信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。
二　支払時期の到来していない弁済金の支払の請求に関する事項	イ　購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ　購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。
三　前条第五号から第七号までに掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、第五十条第二項に掲げる方法とする。

３　前項の方法は、第五十条第三項に掲げる基準に適合するものでなければならない。

第五十三条　法第三十条の二の三第三項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び包括信用購入あっせんの手数料以外の債務のうち未払として残っている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を表示すること。

四　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ又はハに掲げるもの

イ　包括信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　包括信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法

ハ　顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ハに掲げる方法にあつては、弁済金に係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日（新たに法第三十条の二の三第三項の規定により当該弁済金に係る情報を提供する場合（当該弁済金について一部の弁済を受けた場合及び当該弁済金に当該弁済金以外の弁済金を合算する場合を含む。）には、当該情報を提供する日）までの間、顧客ファイルに記録された提供事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

第五十三条の二　法第三十条の二の三第四項本文の規定により同条第一項各号若しくは第二項各号又は第三項各号の事項を記載した書面（包括信用購入あっせんに係る債務が残存する包括信用購入あっせん関係受領契約に係るものに限る。）を交付するときは、第四十九条及び第五十条第一項若しくは第五十一条及び第五十二条第一項又は前条第一項の規定を準用する。

２　法第三十条の二の三第四項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　包括信用購入あっせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ　包括信用購入あっせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ　当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ　包括信用購入あっせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち前条第二項第一号に掲げるものによること。

二　包括信用購入あっせん業者が法第三十条の二の三第一項各号若しくは第二項各号又は第三項各号の事項を記載した書面の交付により同条第一項若しくは第二項又は第三項の規定による情報の提供を行つた場合

第五十四条　法第三十条の二の三第五項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、包括信用購入あっせん関係役務提供契約であつて当該契約に係る役務（法第二条第五項に規定する指定役務を除く。）の現金提供価格が一万円に満たないもの又は包括信用購入あっせん関係役務提供契約であつて役務の提供を受ける者がカード等を提示し若しくは通知して、若しくはそれと引換えに、役務の提供を受けるときは、直ちに当該役務の全部の履行が行われることが通例である役務（法第二条第五項に規定する指定役務を除く。次項において同じ。）を提供するものを締結した場合においては第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項（当該役務の提供を受ける者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合における当該事項を除く。）に係る情報を、包括信用購入あっせん関係販売契約であつて当該契約に係る商品（法第二条第五項に規定する指定商品を除く。）の現金販売価格が一万円に満たないものを締結した場合においては、第四号、第六号、第八号及び第十号に掲げる事項（当該商品の購入者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合における当該事項を除く。）に係る情報を、包括信用購入あっせん関係販売契約であつて当該契約に係る商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない商品（当該契約に係る商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）に係る情報をそれぞれ提供しないことができる。

一　包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者の名称及び住所又は電話番号

二　契約年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　包括信用購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包括信用購入あっせんに係る提供の方法により役務を提供する契約（以下「包括信用購入あっせん関係販売等契約」という。）について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

六　役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期（当該役務を提供する契約の締結時において当該役務の提供をするときを除く。）その他当該役務に関する事項

七　商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期（当該商品を販売する契約の締結時において当該商品の引渡しをするときを除く。）その他当該商品に関する事項

八　権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期（当該権利を販売する契約の締結時において当該権利の移転をするときを除く。）その他当該権利に関する事項

九　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十一　包括信用購入あっせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

２　購入者等が、包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者と対面することなく、かつ、勧誘を受けることなく機器にカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入し、又は役務の提供を受ける場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する契約を締結した場合においては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項に係る情報を提供しないことができる。

一　包括信用購入あっせん関係販売契約であつて購入者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入するときは、直ちに当該商品の引渡し若しくは当該指定権利の移転がされる商品又は指定権利を販売するもの

二　包括信用購入あっせん関係役務提供契約であつて役務の提供を受ける者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、役務の提供を受けるときは、直ちに当該役務の全部の履行が行われることが通例である役務を提供するもの

第五十五条　法第三十条の二の三第五項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　法第三十条の二の三第五項第三号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ　購入者等からの包括信用購入あつせん関係販売等契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ　包括信用購入あつせん関係販売等契約の締結の前に包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ　包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の責に帰すべき事由により包括信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合における包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

四　前条第一項第九号及び第十号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に包括信用購入あつせん関係販売業者がその内容に適合しない場合の責任に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に包括信用購入あつせん関係販売業者がその内容に適合しない場合の責任に関する事項の不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
二　前条第九号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの

イ　包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法

ハ　包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、商品の引渡し若しくは権利の移転若しくは役務の提供を完了する日又は法第三十条の二の三第五項に規定する契約を締結した時から一年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ　前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

４　第一項第二号及び第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五十五条の二　法第三十条の二の三第六項本文の規定により同条第五項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条第一項の規定を準用する。

２　法第三十条の二の三第六項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ　包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ　当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ　包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二　包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は購入者等の承諾を得た場合

２　前項第一号に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うことができる。

３　第一項第二号に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二　包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十条の二の三第五項各号の事項を記載した書面の交付により同項の規定による情報の提供を行つた場合

（契約の解除等の制限）

第五十五条の三　法第三十条の二の四第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ　包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ　当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ　包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二　包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十条の二の三第五項各号の事項を記載した書面の交付により同項の規定による情報の提供を行つた場合

磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4　前項の規定による承諾を得た包括信用購入あっせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を同項の電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5　第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　次条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あっせん業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十五条の四　法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　包括信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　包括信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを確認したときは、この限りでない。

（業務の運営に関する措置）

第五十六条　包括信用購入あっせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り扱う利用者又は購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第五十七条　包括信用購入あっせん業者は、法第三十条の五の二の規定により特定信用情報提供等業務を行う者から提供を受けた情報であつて利用者又は購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第五十八条　包括信用購入あっせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り扱う利用者又は購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。第九十一条において同じ。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第五十九条　包括信用購入あっせん業者は、法第三十条の五の二の規定により包括信用購入あっせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二　当該業務の委託を受けた者（以下この条及び第九十二条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三　受託者が行う当該業務に係る利用者又は購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五　受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第六十条　包括信用購入あっせん業者は、法第三十条の五の二の規定により利用者又は購入者等からの苦情（法第三十条の四第一項の規定による対抗を含む。以下この条において同じ。）の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者又は購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が包括信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん関係販売業者若しくは包括信用購入あっせん関係役務提供事業者による包括信用購入あっせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるかを判別すること。

二　前号の規定により判別した結果その他の事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容を当該包括信用購入あっせん関係販売業者又は当該包括信用購入あっせん関係役務提供事業者とクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に通知すること。

イ　包括信用購入あっせん関係役務提供事業者が包括信用購入あっせん関係販売等契約に関し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき。

ロ　包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者による包括信用購入あっせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものである苦情を除く。）の発生状況からみて、当該包括信用購入あっせん関係販売業者又は当該包括信用購入あっせん関係役務提供事業者が包括信用購入あっせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。

三　第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、包括信用購入あっせん業者が包括信用購入あっせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めるときは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

四　利用者又は購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前号の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、必要があると認めるときは、包括信用購入あっせんに係る業務の改善その他の所要の措置を講じること。

第二款　包括支払可能見込額の調査等の特例

（認定包括信用購入あっせん業者の認定の申請）

第六十一条　法第三十条の五の四第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一　法第三十条の五の四第一項第一号の方法

二　延滞率（一定の時点における包括信用購入あっせんに係る債務が残存するカード等の件数に対する当該件数のうち延滞している包括信用購入あっせんに係る債務を含むものの割合をいう。以下同じ。）に関する事項

三　法第三十条の五の四第一項第二号の体制

2　前項の申請書は、様式第十三の二によるものとする。

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第三十条の五の四第一項第一号の方法及び同項第二号の体制に関する社内規則等（認定包括信用購入あっせん業者又はその役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第六十三条第二項第七号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第三号、第六十八条の十一第三号、第九十九条第二項第七号、第百条第三号及び第百三十三条の二第二項第三号において同じ。）、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて認定包括信用購入あっせん業者が作成するものをいう。第六十二条の二第二項において同じ。）

二　法第三十条の五の四第一項第二号の体制に関する組織図

（認定の基準）

第六十二条　法第三十条の五の四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第三十条の五の四第一項第一号の方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な技術及び情報を利用していないこと。

二　利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。

三　この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理すること。

2　法第三十条の五の四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、法第三十条の五の五第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていることとする。

（変更の認定）

第六十二条の二　法第三十条の五の四第三項の規定による認定の申請は、様式第十三の三による申請書を提出してしなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第一号の方法を変更しようとするときは、変更後の当該方法に関する社内規則等

二　法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第二号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に関する社内規則等及び組織図

（利用者支払可能見込額の算定義務の例外）

第六十二条の三　法第三十条の五の五第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　包括信用購入あっせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合（包括信用購入あっせんをするため利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を含む。）又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を三十万円を上限として増額しようとする場合（これらのうち、次のいずれかに該当する場合を除く。）

イ　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利用者に交付し若しくは付与しようとする時点又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時点において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。

ロ　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者の当該認定包括信用購入あっせん業者に対する包括信用購入あっせんに係る債務の額が五十万円を、又は支払時期の到来していない若しくは支払の義務が履行されていない包括信用購入あっせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。

二　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であって、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あっせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あっせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あっせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ　極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であって、当該増額された後の極度額が法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があって同項本文の規定による算定を行っていない場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあっては、一時的に増額する前の極度額））の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ　当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であって、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ　当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あっせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であって、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

三　包括信用購入あっせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合（付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を除く。）において、当該利用者の当該認定包括信用購入あっせん業者に対する包括信用購入あっせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

四　認定包括信用購入あっせん業者が、法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があって同項本文の規定による算定を行っていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

五　第一号、第三号又は前号に掲げるもののほか、認定包括信用購入あっせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）

2　認定包括信用購入あっせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あっせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あっせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一　前項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあってはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月日）

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した後の極度額）

ハ　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果

ニ　当該認定包括信用購入あっせん業者に対する包括信用購入あっせんに係る債務の額

二　前項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　利用者の求めがあった日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日

ロ　増額した期間

ハ　増額した後の極度額

ニ　利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あっせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的

ホ　あらかじめ確認した包括信用購入あっせん関係販売業者若しくは包括信用購入あっせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ヘ　増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あっせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あっせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ト　利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第二号ロに該当するときに限る。）

三　前項第三号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該認定包括信用購入あっせん業者に対する包括信

用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ　当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

四　前項第四号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　付随カード等についてそれに係る契約年月日（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ　利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

五　前項第五号に掲げる場合　カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日

（利用者支払可能見込額の算定に関する記録）

第六十二条の四　法第三十条の五の五第三項の規定により、認定包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一　法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき　次に掲げる事項

イ　契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

ハ　法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

ニ　法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

二　法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき　次に掲げる事項

イ　利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十条の五の五第一項本文の規定による算定を行つた年月日

ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ　法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

ニ　法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

（経済産業大臣への定期報告）

第六十二条の五　法第三十条の五の五第四項の報告は、様式第十三の四による報告書を提出してしなければならない。

2　法第三十条の五の五第四項の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。

（利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）

第六十二条の六　法第三十条の五の六ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第六十二条の三第一項各号に掲げる場合とする。

第三款　包括信用購入あつせん業者の登録等

（登録の申請）

第六十三条　法第三十二条第一項の申請書は、様式第十四によるものとする。

2　法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文において同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文において同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文において同じ。）又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表（関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号ただし書及び第九十九条第二項第一号ただし書において同じ。）又はこれに代わる書面

二　兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面

三　役員（法第三十二条第一項第四号に規定する役員をいう。第六十七条第二項第二号、第六十八条の九第二項第三号、第六十八条の十五第二項第二号、第九十九条第二項第三号、第百二条第二項第二号、第百三十三条の二第二項第一号及び第百三十三条の四第二項第二号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第六十七条第二項第二号、第六十八条の九第二項第三号、第六十八条の十五第二項第二号、第九十九条第二項第三号、第百二条第二項第二号、第百三十三条の二第二項第一号及び第百三十三条の四第二項第二号において同じ。）

四　株主若しくは社員の名簿及び親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

五　加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面

六　特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者（加入指定信用情報機関を除く。第六十八条の九第二項第六号及び第九十九条第二項第六号において同じ。）の商号又は名称を記載した書面

七　包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（包括信用購入あつせん業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十六条、第六十八条の九第二項第七号、第六十八条の十二及び第六十八条の十四第二項において同じ。）

八　包括信用購入あつせんに係る業務に関する組織図

九　法第三十三条の二第一項第五号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3　第十二条第三項の規定は、法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（取締役等と同等以上の支配力を有する者）

第六十四条　法第三十二条第一項第四号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　当該法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）を自己又は他人（仮設人を含む。次号において同じ。）の名義をもつて所有している個人

二　当該法人の親会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

三　当該法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四　当該法人の役員又は前三号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）

2　前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を

同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（同条第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含むものとする。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十五条　法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一　法第三十四条の二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人（包括信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

二　前号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三　役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

（包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第六十六条　法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一　法第三十条の二第一項本文に規定する調査、法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二　利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三　包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四　法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更の届出）

第六十七条　法第三十三条の三第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出してしなければならない。

2　法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　その変更に係る事項を証する書類

二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十三条第二項第九号に掲げる書面（法第三十三条の二第一項第七号に係るものに限る。）

3　第十二条第三項の規定は、法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（処分の公示）

第六十八条　法第三十四条の四の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（廃止の届出）

第六十八条の二　法第三十五条の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

第四款　登録少額包括信用購入あつせん業者

（利用者支払可能見込額の算定義務の例外）

第六十八条の三　法第三十五条の二の四第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ　極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額）の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ　当該利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ　当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

二　包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）において、当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

三　登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付随カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

四　前二号に掲げるもののほか、登録少額包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）

2　登録少額包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付随カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付随カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一　前項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日

ロ　増額した期間

ハ　増額した後の極度額

ニ　利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的

ホ　あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ヘ　増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ト　利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第一号ロに該当するときに限る。）

二　前項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該登録少額包括信用購入あっせんに係る債務の額を調査した年月日
ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
ハ　当該認定包括信用購入あっせん業者に対する包括信用購入あっせんに係る債務の額
前項第三号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　付随カード等についてそれに係る契約年月日（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した年月日）
ロ　利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した後の極度額）
四　前項第四号に掲げる場合　カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日
（利用者支払可能見込額の算定に関する記録）
第六十八条の四　法第三十五条の二の四第三項の規定により、登録少額包括信用購入あっせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あっせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あっせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
一　法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であって、包括信用購入あっせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき　次に掲げる事項
イ　契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した年月日）
ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した後の極度額）
ハ　法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）
ニ　法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果
二　法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であって、包括信用購入あっせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき　次に掲げる事項
イ　利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十五条の二の四第一項本文の規定による算定を行った年月日
ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
ハ　法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）
ニ　法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果
（利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）
第六十八条の五　法第三十五条の二の五ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第六十八条の三第一項各号に掲げる場合とする。
（契約の解除等の制限）
第六十八条の六　法第三十五条の二の六第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
一　登録少額包括信用購入あっせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合
イ　登録少額包括信用購入あっせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。
ロ　当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。
ハ　登録少額包括信用購入あっせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であってロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。
二　登録少額包括信用購入あっせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は購入者等の承諾を得た場合
2　前項第一号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あっせん業者は、書面により、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うことができる。
3　第一項第二号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あっせん業者は、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
4　前項の規定による承諾を得た登録少額包括信用購入あっせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
5　第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一　次条第一項に規定する方法のうち登録少額包括信用購入あっせん業者が使用するもの
二　ファイルへの記録の方式
（情報通信の技術を利用する方法）
第六十八条の七　法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ　登録少額包括信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ　登録少額包括信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法
2　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二　前項第一号ロに掲げる方法にあっては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを確認したときは、この限りでない。
（経済産業大臣への定期報告）
第六十八条の八　法第三十五条の二の七の報告は、様式第十五の二による報告書を提出してしなければならない。
2　法第三十五条の二の七の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。
（登録の申請）
第六十八条の九　法第三十五条の二の九第一項の申請書は、様式第十五の三によるものとする。
2　法第三十五条の二の九第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
一　登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面（次条第一号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合にあっては、当該登録を受けようとする者及びその親会社に係るもの）。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

二　兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面
三　役員の履歴書
四　株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面
五　加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面
六　特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又は名称を記載した書面
七　包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（法第三十五条の二の九第一項第四号の方法及び同項第五号の体制に関する社内規則等を含む。）
八　包括信用購入あつせんに係る業務に関する組織図（法第三十五条の二の九第一項第五号の体制に関する組織図を含む。）
九　次条第二号又は第三号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合は、これらの号のうちいずれかを満たすことを明らかにする事業計画書
十　法第三十五条の二の十一第四号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（資産の合計額から負債の合計額を控除した額）

第六十八条の十　法第三十五条の二の十一第一項第三号に規定する経済産業省令で定める要件は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額（以下この条において「純資産額」という。）が負の値でないことであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　法第三十五条の二の三第一項の登録を受けようとする者及びその親会社の純資産額の合計額が、これらの者の資本金又は出資の額の合計額の百分の九十に相当する額以上であるもの
二　事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であることが見込まれるもの
三　事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十八条の十一　法第三十五条の二の十一第一項第九号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一　法第三十五条の二の十四第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人

（包括信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

二　前号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人
三　役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

（少額の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第六十八条の十二　法第三十五条の二の十一第一項第十号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制
二　利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制
三　法第三十五条の二の三第一項に規定する包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。
四　法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準）

第六十八条の十三　法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な技術及び情報を利用していないこと。
二　利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。
三　この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。

2　法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準は、法第三十五条の二の四第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていることとする。

（変更の登録）

第六十八条の十四　法第三十五条の二の十二第一項の規定による変更の登録の申請は、様式第十五の四による申請書を提出してしなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第三十五条の二の九第一項第四号の方法を変更しようとするときは、変更後の当該方法に関する社内規則等
二　法第三十五条の二の九第一項第五号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に関する社内規則等及び組織図

3　前条第一項の規定は法第三十五条の二の十二第一項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準に、前条第二項の規定は法第三十五条の二の十二第二項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準に準用する。

（変更の届出）

第六十八条の十五　法第三十五条の二の十三第一項の届出は、様式第十五の五による届出書を提出してしなければならない。

2　法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二の九第二項本文の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　その変更に係る事項を証する書類
二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十八条の九第二項第十号に掲げる書面（法第三十五条の二の十一第一項第六号に係るものに限る。）

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（処分の公示）

第六十八条の十六　第六十八条の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十四条の四の規定による公示に準用する。

（廃止の届出）

第六十八条の十七　第六十八条の二の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出に準用する。

第二節　個別信用購入あつせん

第一款　業務

（個別信用購入あつせんの取引条件の表示）

第六十九条　法第三十五条の三の二第一項各号の事項を示すときは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、支払分の支払の方法が購入者等の要求により支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は個別信用購入あつせんの手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず個別信用購入あつせんに係る手数料として個別信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を個別信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）が二千五百円未満のときは、示さないことができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

一　営業所等において見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。
二　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に示すこと。
三　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四　法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した個別信用購入あっせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2　法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合にあっては、同表第二号に定める方法とすることができる。この場合において、同項中「包括信用購入あっせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あっせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

第七十条　法第三十五条の三の二第二項の規定により、個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、同条第一項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあっては、個別信用購入あっせんの手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面により広告を行う場合にあっては、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三　法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あっせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

（個別支払可能見込額の調査等）

第七十一条　法第三十五条の三の三第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　年収

二　預貯金（購入者等の利益の保護を図るため個別支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。）

三　信用購入あっせんに係る債務の支払の状況

四　借入れの状況

五　個別信用購入あっせんに係る購入の方法により購入される商品の価額

六　前各号に掲げるもののほか、個別支払可能見込額の算定に必要な事項であって客観的に判断することができるもの

第七十二条　法第三十五条の三の三第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査するときは、次項から第七項までに定めるところによる。

2　前条第一号に掲げる事項の調査については、購入者等から受ける年収の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合であって、第二項ただし書又は第三項ただし書の規定により、当該購入者等及び当該他の者の年収又は預貯金を合算して算定するときは、当該他の者から受ける当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務の申告その他の適切な方法により、当該購入者等及び当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務を合算して算定しなければならない。

3　前条第二号に掲げる事項の調査については、当該購入者等から受ける預貯金の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合（特定配偶者を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合であって個別信用購入あっせんに係る販売の方法により日常生活において必要とされる商品若しくは指定権利を販売する契約又は個別信用購入あっせんに係る提供の方法により日常生活において必要とされる役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合以外の場合にあっては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。）には、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告その他の適切な方法により、当該購入者等及び当該他の者の年収を合算して算定することができる。

4　前条第三号に掲げる事項の調査については、購入者等の当該個別信用購入あっせん業者に対する信用購入あっせんに係る債務の支払の状況を確認して行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合であって、第二項ただし書又は第三項ただし書の規定により、当該購入者等及び当該他の者の年収又は預貯金を合算して算定するときは、当該他の者から受ける当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務の申告その他の適切な方法により、当該購入者等及び当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務を合算して算定しなければならない。

5　前条第四号に掲げる事項の調査については、購入者等の当該個別信用購入あっせん業者からの借入れの状況その他の当該購入者等の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

6　前条第五号に掲げる事項の調査については、当該商品と同種の商品を換価して得ることが見込まれる額等を勘案して合理的に算定（算定を適切に行うことができないと認める場合を除く。）しなければならない。

7　前条第六号に掲げる事項の調査については、購入者等から受ける当該事項の申告その他の適切な方法により行わなければならない。

第七十三条　法第三十五条の三の三第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、特定契約以外の契約であって、個別信用購入あっせんに係る販売の方法により耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品で生活に必要とされるもの（購入者（個人である購入者に限る。以下この項及び第七十四条第一項第二号において同じ。）の支払総額が十万円以下である商品に限る。）を販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合（指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該契約を締結しようとする時点において当該購入者の支払の義務が履行されないと認めるとき又は個別信用購入あっせんに係る販売の方法により生活に必要とされない分量の商品を販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとするときを除く。）とする。

2　個別信用購入あっせん業者は、前項に定める場合には、購入者ごとに、次の各号に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、個別信用購入あっせん関係受領契約に定められた最終の支払期日（当該契約に基づく個別信用購入あっせんに係る債務が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）までの間保存しなければならない。

一　契約年月日

二　当該契約が特定契約以外の契約であること。

三　個別信用購入あっせんに係る販売の方法により販売する商品名及びその数量

四　購入者の支払総額

五　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果

3　第四十四条の規定は、法第三十五条の三の三第二項の経済産業省令・内閣府令で定める資産に準用する。

第七十三条の二　法第三十五条の三の三第四項の規定により、個別信用購入あっせん業者は、購入者等ごとに、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、個別信用購入あっせん関係受領契約に定められた最終の支払期日（当該契約に基づく個別信用購入あっせんに係る債務が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）までの間保存しなければならない。

一　契約年月日

二　購入者等の支払総額

三　法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査の結果（法第三十五条の三の三第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果を含む。）

四　第七十二条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項

五　その他法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し（個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あっせん関係受領契約の締結の禁止に係る

購入者等の保護に支障を生ずることがない場合）

第七十四条　法第三十五条の三の四ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第七十三条第一項に定める場合

二　個別信用購入あつせんに係る販売の方法により耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品で生活に必要とされるものを販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該商品の用途、過去の同種の商品の利用の状況その他の購入者が当該商品を生活において必要とする事情及び当該購入者の生活の状況に関し当該購入者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該商品が当該購入者の生活に必要であること及び当該購入者が当該商品を購入する意思を有すること並びに当該購入者の支払総額及び当該商品の数量が当該購入者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

三　個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を受ける者（個人である役務の提供を受ける者に限る。以下この項において同じ。）又は当該役務の提供を受ける者と生計を一にする者を対象とする学力の教授を提供する契約（法第三十五条の三の五第一項第四号に規定する特定継続的役務提供等契約（以下「特定継続的役務提供等契約」という。）を除く。）又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十八条第二項に基づく届出をした自動車教習所若しくは同法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所において同法第二条第一項第九号の自動車の運転に関する教習を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に関し当該役務の提供を受ける者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とすること及び当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額及び当該役務の回数又は期間が当該役務の提供を受ける者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

四　個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により購入者等若しくは当該購入者等と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認める商品を販売する契約又は役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該購入者等が当該商品又は当該役務を緊急に必要とする事情及び当該購入者等の生活の状況に関し当該購入者等から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該購入者等が当該商品又は当該役務を緊急に必要とすること及び当該商品を購入し又は当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該購入者等の支払総額及び当該商品の数量又は当該役務の回数若しくは期間が当該購入者等の緊急に必要とする事情に照らして相当であることを確認した場合

五　個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を受ける者の生活に必要とされる自動車の道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条に規定する点検又は同法第六十二条第一項に規定する継続検査を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事情及び当該役務の提供を受ける意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額が当該役務の提供を受ける者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

2　個別信用購入あつせん業者は、前項第二号から第五号までに掲げる場合には、購入者等ごとに、前項第二号から第五号までの規定に基づく確認に関する記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、個別信用購入あつせん関係受領契約に定められた最終の支払期日（当該契約に基づく個別信用購入あつせんに係る債務が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）までの間保存しなければならない。

（個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査等）

第七十五条　法第三十五条の三の五第一項の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせんに係る契約を販売業者又は役務提供事業者（訪問販売を行う者、電話勧誘販売を行う者、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）を行う者、同法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）を行う者又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下「業務提供誘引販売業」という。）を行う者に限る。以下この条及び次条において同じ。）と締結しようとする場合　次に掲げる事項

イ　当該販売業者又は当該役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約（以下「個別信用購入あつせん関係販売等契約」という。）の申込み又は締結の勧誘に関する基本的な事項

ロ　当該販売業者が個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは指定権利又は当該役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務に関する事項（当該役務又は当該指定権利が特定継続的役務提供等契約に係るものであつて、当該役務の提供又は当該権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、当該商品に関する事項を含む。）

ハ　当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合にあつては、特定利益（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定利益をいう。以下同じ。）又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供利益（同法第五十一条第一項に規定する業務提供利益をいう。以下同じ。）に関する事項

ニ　当該販売業者又は当該役務提供事業者の取引の状況及び財産の状況

ホ　当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者、特定継続的役務提供を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合にあつては、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）、特定継続的役務提供に係る取引又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）に係る業務を継続して行うに足りる体制に関する事項

ヘ　当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引（訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する業務の停止の処分等に関する事項

ト　当該販売業者又は当該役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号に掲げる行為をすることを防止するために必要な体制及び当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項

チ　当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情の発生状況及びその内容に関する事項

二　個別信用購入あつせん業者が特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る申込みを受けた場合　次に掲げる事項

イ　当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認の有無に関する事項

ロ　当該個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係販売業

者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定商取引に関する法律第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項若しくは第五十二条第二項の規定に違反する行為又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第三項に規定する行為に関する事項

第七十六条　法第三十五条の三の五第一項の規定により前条第一号及び第二号に定める事項の調査については、次項から第十二項までに定めるところによる。

2　前条第一号に定める事項の調査は、個別信用購入あつせんに係る契約（販売業者又は役務提供事業者と締結しようとするものに限る。以下この条及び第七十八条において同じ。）の締結に先立つて行わなければならない。

3　前条第一号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が行う特定取引の種類

二　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びに代表者の氏名及び生年月日）

三　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者の店舗その他の事業所の住所及び電話番号

四　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘を行う地域

4　前条第一号ロに掲げる事項については、次に掲げるものを調査しなければならない。

一　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者が個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは指定権利又は個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務の種類を示すもの

二　見本、カタログその他の個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し当該勧誘の相手方に対し提示するもの

三　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項（前条第一号チに掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第六条第一項、第二十一条第一項、第三十四条第一項、第四十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項第一号に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項に限る。）であつて、商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係るものの裏付けとなる根拠を示す資料

5　前条第一号ハに掲げる事項については、個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項又は断定的判断を提供した事項（同号チに掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第三十四条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項又は当該断定的判断を提供した事項に限る。）であつて、特定商取引に関する法律第三十四条第一項第四号又は第五十二条第一項第四号に掲げるものの裏付けとなる根拠を示す資料を調査しなければならない。

6　前条第一号ニに掲げる事項については、調査の日の直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面による確認その他の方法により調査しなければならない。

7　前条第一号ホに掲げる事項については、事業計画書その他の連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に係る業務を継続して行うに足りる体制であることを示すものを調査しなければならない。

8　前条第一号ヘに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　調査の日前五年間に特定商取引に関する法律の規定による処分（同法第七条、第二十二条、第三十八条、第四十六条若しくは第五十六条の規定による指示又は同法第八条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第五十七条第一項の規定による命令に限る。以下この項において同じ。）を受けたことの有無

二　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が調査の日前五年間に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であつたことの有無

三　個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が法人である場合にあつては、当該法人の役員のうち次のいずれかに該当する者の有無

イ　第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある者

ロ　第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であつた者

9　前条第一号チに掲げる事項については、認定割賦販売協会その他の特定取引に関する苦情の処理の業務を行う者の保有する情報を調査しなければならない。

10　前条第二号に掲げる事項に係る調査は、特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けた後、相当な期間をおいて、電話その他の方法により当該申込みをした者に対して行わなければならない。

11　前条第二号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認又は当該事項につき提供された断定的判断（将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。）の内容が確実であるとの誤認の有無

二　特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項その他当該契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に関し将来における変動が不確実な事項（法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）につき提供された断定的判断の有無

三　特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に付随する商品若しくは権利又は役務その他法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項の書面に記載されていない事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（次号において「重要事項」という。）の有無

四　前号の重要事項があるときは、重要事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認又は重要事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無

五　第一号から前号までに掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断（将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。）の内容が確実であるとの誤認の有無

12　前条第二号ロに掲げる事項については、同号ロに規定する行為の有無を調査しなければならない。

第七十七条　個別信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、第七十五条各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。

一　第七十五条第二号イに掲げる事項の調査により前条第十一項第二号に規定する断定的判断（商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項についての断定的判断に限る。）が提供されたことを知つた場合　当該断定的判

断の提供を行つた個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の有する当該断定的判断の提供に係る事項の裏付けとなる根拠を示す資料（ただし、既に当該資料を第七十五条第一号ロに掲げる事項の調査（前条第四項第三号に係るものに限る。）により調査した場合にあつては、当該資料を補完する資料）

二　第九十四条第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合　次に掲げる事項

イ　当該行為の内容

ロ　当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に関する第七十五条第一号トに掲げる事項

ハ　その他当該苦情の内容に応じ、当該苦情に係る法第三十五条の三の七各号に掲げる行為の防止のために必要な事項

三　第九十四条第一号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知つた事項に基づき、購入者等からの苦情（法第三十五条の三の十二第一項に規定する申込みの撤回等若しくは法第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項若しくは第三十五条の三の十六第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み若しくはその承諾の意思表示の取消しの申出又は法第三十五条の三の十九第一項の規定による対抗を含む。以下この条及び第九十四条において同じ。）であつて当該苦情の内容が個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る行為に起因するもの（苦情の内容が前号の行為に起因するものである苦情を除く。以下この号において「特定契約関係苦情」という。）の発生状況及び当該個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者（当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を除く。以下この号及び第九十四条第三号において「他の個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）による特定契約関係苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合

前号に定める事項

2　第九十四条第一号の規定により判別した結果、同号の苦情の内容が、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る行為に起因するものと認められる場合であつて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して第七十五条第一号に定める事項の調査をしていなかつたときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、当該調査をしなければならない。

（個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査に関する記録の作成等）

第七十八条　法第三十五条の三の五第二項の規定により、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなければならない。ただし、第一号に定める事項の記録については、個別信用購入あつせんに係る契約を締結した場合に限る。

一　第七十五条第一号に定める事項の調査　次に掲げる事項

イ　調査年月日

ロ　当該調査の結果（当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、当該資料を含む。）

ハ　当該調査に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した場合には、当該契約の締結の年月日

二　第七十五条第二号に定める事項の調査　次に掲げる事項

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該調査に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合には、当該契約の締結の年月日

三　前条の規定による調査　第一号イ及びロに掲げる事項

（個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付）

第七十九条　法第三十五条の三の八第九号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

二　個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　頭金の額

六　個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引に伴う特定負担（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定負担をいう。次条第五号の表第一号上欄、第八十一条第六号、第八十二条第四号の表第一号上欄、第八十三条第六号及び第八十四条第四号の表第一号上欄において同じ。）及び特定利益に関する事項

七　個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担（特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する特定負担をいう。次条第五号の表第三号上欄、第八十一条第七号、第八十二条第四号の表第三号上欄、第八十三条第七号及び第八十四条第四号の表第三号上欄において同じ。）に関する事項

八　支払分の支払回数

九　個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

十　法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一　支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十二　支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十三　役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項

十四　商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

十五　権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項

十六　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十七　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十八　個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

第八十条　法第三十五条の三の八各号又は法第三十五条の三の九第二項第一号若しくは第四項第一号の規定により法第三十五条の三の八第五号若しくは第七号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　法第三十五条の三の八第五号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。

イ　商品又は権利の再販売については、購入する商品又は権利の引渡し又は移転の方法その他商品又は権利の再販売についての条件のあるときは、その内容

ロ　商品又は権利の受託販売については、委託を受けて販売する商品又は権利の引渡し又は移転の方法、受け取つた代金の引渡しの時期及び方法その他商品又は権利の受託販売についての条件のあるときは、その内容

ハ　同種役務の提供について、条件のあるときは、その内容

三　法第三十五条の三の八第七号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。
イ　提供し、又はあっせんする業務の内容
ロ　一週間、一月間その他の一定の期間内に提供し、又はあっせんする業務の回数又は時間その他の提供し、又はあっせんする業務の量
ハ　一回当たり又は一時間当たりの業務に対する報酬の単価その他の報酬の単価が定められている場合には、その単価
ニ　ロ及びハにより定められるものその他の業務提供利益の計算の方法
ホ　ニに掲げるもののほか、業務提供利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件
ヘ　ニ及びホに掲げるもののほか、業務提供利益の支払の時期及び方法その他の業務提供利益の支払の条件

四　法第三十五条の三の八第八号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。
イ　個別信用購入あっせん関係販売等契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
ロ　個別信用購入あっせん関係販売等契約の締結の前に個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。
ハ　購入者等が法第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あっせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。
ニ　購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あっせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。
ホ　個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あっせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あっせん関係販売等契約が解除された場合における個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あっせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

五　前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一　当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項	イ　商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ　権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ　役務の提供の方法 ニ　取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法 ホ　取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件
二　特定利益に関する事項	イ　商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあっせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の金額に対して収受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法 ロ　イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の条件

六　前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あっせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あっせん業者に対抗できる旨が定められていること。

七　前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項	イ　購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合は、個別信用購入あっせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あっせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ　購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。
二　支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額又は違約金に関する事項	支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。
三　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に個別信用購入あっせん関係販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
四　前条第十一号、第十二号及び第十六号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

八　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

（個別信用購入あっせん業者による書面の交付）

第八十一条　法第三十五条の三の九第二項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あっせん業者の名称、住所及び電話番号

二　個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあっては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　頭金の額

六　個別信用購入あっせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項

七　個別信用購入あっせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項

八　支払分の支払回数

九　個別信用購入あっせん関係販売等契約及び個別信用購入あっせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

十　法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一　支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十二　支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十三　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第八十二条　法第三十五条の三の九第二項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　法第三十五条の三の九第二項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ　個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ　購入者等が法第三十五条の三の十第一項第一号から第三号までに定める契約の申込みをした者である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あっせん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ハ　購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の申込みをした者である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あっせん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ニ　購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あっせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あっせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、個別信用購入あっせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ホ　購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の規定に合致していること。

ヘ　個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あっせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合における個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あっせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

三　法第三十五条の三の九第二項第三号に掲げる事項については、第七十五条第二号に定める事項のみを交付することをもって足りる。

四　前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一　当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項	イ　商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ　権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ　役務の提供の方法 ニ　取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法 ホ　取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件
二　当該業務提供誘引販売取引に伴う特定利益に関する事項	イ　商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあっせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の金額に対して収受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法 ロ　イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の条件
三　当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項	イ　商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ　権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ　役務の提供の方法
四　前条第六号及び第七号に掲げる事項に関する事項	ニ　取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法 ホ　取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件

五　前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あっせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもって、支払分の支払の請求をする個別信用購入あっせん業者に対抗できる旨が定められていること。

六　前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項については、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項	イ　購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合は、個別信用購入あっせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、個別信用購入あっせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ　購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があった場

二　支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額又は違約金に関する事項	支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。	合以外の場合が定められていないこと。
三　前条第十一号及び第十二号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。	

七　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

第八十三条　法第三十五条の三の九第四項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あっせん業者の名称、住所及び電話番号

二　個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結の年月日

三　商品若しくは権利又は役務の種類

四　商品の数量（権利又は役務の場合にあっては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五　頭金の額

六　個別信用購入あっせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項

七　個別信用購入あっせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項

八　支払分の支払回数

九　個別信用購入あっせん関係販売等契約及び個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

十　法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一　支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十二　支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十三　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第八十四条　法第三十五条の三の九第四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　法第三十五条の三の九第四項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ　個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ　購入者等が法第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あっせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ハ　購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あっせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ニ　購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あっせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あっせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、個別信用購入あっせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ホ　購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の規定に合致していること。

ヘ　個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合における個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あっせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

三　法第三十五条の三の九第四項第三号に掲げる事項については、法第三十五条の三の五第一項の規定による調査の結果であって第七十五条第二号に係るもののみを交付することをもって足りる。

四　前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一　当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項	イ　商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ　権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ　役務の提供の方法 ニ　取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法 ホ　取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件
二　特定利益に関する事項	イ　商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあっせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の金額に対して収受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法 ロ　イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の条件
三　当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項	イ　商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ　権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ　役務の提供の方法 ニ　取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法 ホ　取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件

五　前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あっせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもって、支払分の支払の請求をする個別信用購入あっせん業者に対抗できる旨が定められていること。

六　前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　支払時期の到来していない支払	イ　購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支

分の支払の請求に関する事項	払分の支払を請求することができる場合は、個別信用購入あっせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、個別信用購入あっせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ　購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があった場合以外の場合が定められていないこと。	
二　支払分の支払の義務が履行されない場合	支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。	
三　前条第十一号及び第十二号に掲げるもの以外の特約		法令に違反する特約が定められていないこと。

七　日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第八十五条　法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十五条の三の十第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により訪問販売等契約（法第三十五条の三の九第一項第一号から第三号までのいずれか又は第三項第一号から第三号までのいずれかに掲げる個別信用購入あっせん関係販売等契約をいう。以下この号、第五号及び第六号において同じ。）に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回又は訪問販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の解除を行うことができること。

二　法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定に関する事項（法第三十五条の三の九第一項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号に掲げる個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に係るものに限る。）

三　法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十項及び第十二項から第十四項までの規定に関する事項（法第三十五条の三の九第一項第三号又は第三項第三号に掲げる個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に係るものに限る。）

四　個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あっせん業者の名称、住所及び電話番号

五　訪問販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

六　訪問販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の内容

2　書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3　書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あっせん業者は、法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面を申込者等（同項に規定する申込者等をいう。以下この項において同じ。）に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容について申込者等に告げなければならない。

第八十六条　法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により特定連鎖販売個人契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定連鎖販売個人契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の解除を行うことができること。

二　法第三十五条の三の十一第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項の規定に関する事項

三　個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あっせん業者の名称、住所及び電話番号

四　特定連鎖販売個人契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

五　特定連鎖販売個人契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の内容

2　書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3　書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者、個別信用購入あっせん業者又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者は、法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定により交付する書面を特定連鎖販売個人契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込者等（同項各号列記以外の部分に規定する申込者等をいう。以下この条から第八十八条までにおいて同じ。）に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

第八十七条　法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により特定継続的役務提供等契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定継続的役務提供等契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の解除を行うことができること。

二　法第三十五条の三の十一第三項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項

三　個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あっせん業者の名称、住所及び電話番号

四　特定継続的役務提供等契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

五　特定継続的役務提供等契約であって個別信用購入あっせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あっせん関係受領契約の内容

2　書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3　書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者又は

個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定により交付する書面を特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

第八十八条　法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができること。

二　法第三十五条の三の十一第四項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項の規定に関する事項

三　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

四　業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

五　業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

2　書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3　書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定により交付する書面を業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

（業務の運営に関する措置）

第八十九条　個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその取り扱う購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第九十条　個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により特定信用情報提供等業務を行う者から提供を受けた情報であつて購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第九十一条　個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその取り扱う購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第九十二条　個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により個別信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二　受託者における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三　受託者が行う当該業務に係る購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る購入者等の利益の保護に支障が生じることを防止するための措置

五　受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る購入者等の利益の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第九十三条　個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により法第三十五条の三の九第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第三項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、法第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定商取引に関する法律第九条の二第一項各号又は第二十四条の二第一項各号に掲げる契約に該当するおそれがあると認めるときは、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結してはならない。ただし、当該購入者等が当該個別信用購入あつせん関係販売等契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認したときは、この限りでない。

第九十四条　個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が個別信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるかを判別すること。

二　前号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知つた事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

イ　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係販売等契約に関し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為（第七十七条第一項第二号に掲げる行為を除く。）をしたと認められるとき。

ロ　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情（苦情の内容が第七十七条第一項第二号及びイの行為に起因するものである苦情並びに第七十七条第一項第三号の苦情を除く。以下この号において同じ。）の発生状況及び他の個別信用購入あつせん関係販売業者等による個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん関係販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。

三　第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせんに係る業務に関し購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めるときは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

四　購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前二号の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、必要があると認めるときは、個別信用購入あつせんに係る業務の改善その他の所要の措置を講じること。

（情報通信の技術を利用する方法）

第九十五条　法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事

業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第九十六条　令第二十七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項に規定する方法のうち個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

第九十七条　令第二十七条第三項の規定による確認は、文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認することにより行うものとする。

第九十八条　法第三十五条の三の二十二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、第九十五条第一項第二号に掲げる方法とする。

第二款　個別信用購入あつせん業者の登録等

（登録の申請）

第九十九条　法第三十五条の三の二十四第一項の申請書は、様式第十六によるものとする。

2　法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項若しくは第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

二　兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面

三　役員の履歴書

四　株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

五　加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面

六　特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又は名称を記載した書面

七　個別信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（個別信用購入あつせん業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて個別信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第百一条において同じ。）

八　個別信用購入あつせんに係る業務に関する組織図

九　法第三十五条の三の二十六第一項第三号から第九号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の二十四第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第百条　法第三十五条の三の二十六第一項第八号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一　法第三十五条の三の三十二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人（個別信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

二　前号の期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三　役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて第一号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人

（個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第百一条　法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査、法第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二　購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三　個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四　法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第三号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更の届出）

第百二条　法第三十五条の三の二十八第一項の届出は、様式第十七による届出書を提出してしなければならない。

2　法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　その変更に係る事項を証する書類

二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第九十九条第二項第九号に掲げる書面（法第三十五条の三の二十六第一項第五号に係るものに限る。）

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第三十五条の三の二十四第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（準用規定）

第百三条　第二十五条及び第二十六条の規定は、個別信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第二十五条中「法第二十四条（法第二十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三節　指定信用情報機関

第一款　通則

（法第三十五条の三の三十六第一項第四号イの経済産業省令で定める者）

第百三条の二　法第三十五条の三の三十六第一項第四号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により特定信用情報提供業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（特定信用情報の規模）

第百四条　法第三十五条の三の三十六第一項第五号の経済産業省令で定めるものは、加入登録包括信用購入あつせん業者（特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報提供契約を締結した相手方である登録包括信用購入あつせん業者をいう。次項第一号及び第百六条第二項第四号において同じ。）の数、加入登録個別信用購入あつせん業者（特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報提供契約を締結した相手方である登録個別信用購入あつせん業者をいう。次項第二号及び第百六条第二項第四号において同じ。）の数、保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん及び二月払購入あつせんに係る債務の合計額（加入包括信用購入あつせん業者が当該包括信用購入あつ

せんの手数料の額を提供するときは、当該手数料（第百十八条第三項において「特定包括手数料」という。）の額を含む。次項第三号において同じ。）、保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない個別信用購入あつせん及び二月払個別購入あつせんに係る債務の合計額（加入個別信用購入あつせん業者が当該個別信用購入あつせんの手数料の額を提供するときは、当該手数料（第百十八条第三項において「特定個別手数料」という。）の額を含む。次項第四号において同じ。）並びに保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせん又は二月払個別購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号（保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により販売した指定権利又は提供する役務の場合にあつては、当該権利若しくは当該役務の種類又は当該権利若しくは当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号）の件数の合計数とする。

2　法第三十五条の三の三十六第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　加入登録包括信用購入あつせん業者の数が五十以上であること。

二　加入登録個別信用購入あつせん業者の数が三十以上であること。

三　保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん及び二月払購入あつせんに係る債務の合計額が一兆五千億円以上であること。

四　保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない個別信用購入あつせん及び二月払個別購入あつせんに係る債務の合計額が三兆円以上であること。

五　保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせん又は二月払個別購入あつせんに係る商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号（指定権利又は役務の場合にあつては、当該権利若しくは当該役務の種類又は当該権利若しくは当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号）の件数の合計数が四百万件以上であること。

3　この節において「二月払個別購入あつせん」とは、カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該購入者等から、当該購入者等が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに、当該金額を受領することをいう。

（財産的基礎）

第百五条　法第三十五条の三の三十六第一項第六号の経済産業省令で定めるものは、法第三十五条の三の三十七第二項第四号の貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上であることとする。

（指定申請の添付書類）

第百六条　法第三十五条の三の三十七第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

2　法第三十五条の三の三十七第二項第五号の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の三の三十六第一項第二号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二　役員（法第三十五条の三の三十六第一項第四号の役員をいう。以下この号、次号、次条、第百八条、第百十一条第二項第八号及び第九号、第百十三条第十号及び第十一号並びに第百十五条第二項において同じ。）が法第三十五条の三の三十六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。）

三　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面。第百十一条第二項第九号及び第百十五条第二項第二号において同じ。）

四　加入登録包括信用購入あつせん業者及び加入登録個別信用購入あつせん業者の名称を記載した書面

五　法第三十五条の三の三十六第一項第五号に掲げる規定に適合することを説明した書類

六　特定信用情報提供等業務に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

七　申請者の事務の機構及び分掌を記載した書面

八　その他参考となるべき事項を記載した書類

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の三十七第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（役員の兼職の制限）

第百七条　法第三十五条の三の三十八の経済産業省令で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一　包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする法人

二　個別信用購入あつせん業者又は二月払個別購入あつせんを業とする法人

三　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む法人

四　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社

五　債務の保証を業として営む法人

六　役務の提供を受ける者に対し、その指定する機械類その他の商品を購入してその賃貸をする業務（次項第四号において「リース業」という。）を営む法人

2　法第三十五条の三の三十八の経済産業省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　貸金業法第二条第一項に規定する貸金業

二　債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業

三　債務の保証

四　リース業

（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等）

第百八条　指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、法第三十五条の三の三十八の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載した認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該指定信用情報機関を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　履歴書

三　指定信用情報機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面

四　前条第一項各号に掲げる法人（以下この条において「他の法人」という。）の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び指定信用情報機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。第百十一条第二項第七号において同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。同号において同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五　現在営んでいる前条第二項各号に掲げる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六　新たに前条第二項各号に掲げる事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七　その他経済産業大臣が必要と認める事項を記載した書面

2　経済産業大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る他の法人を代表し、若しくは常務に従事し、又は前条第二項各号に掲げる事業を営むことが、当該申請に係る指定信用情報機関の代表者又は常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに対し、何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

第二款　業務

（兼業の承認申請）

第百九条　指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）

二　兼業業務の開始予定年月日

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　兼業業務の内容及び方法を記載した書類
二　兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
三　兼業業務の運営に関する規則
四　兼業業務の開始後三年間における当該兼業業務の収支の見込みを記載した書類

（兼業業務の廃止の届出）

第百十条　指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に届け出るものとする。
一　廃止したその業務の内容
二　廃止した年月日
三　廃止の理由

（業務の一部委託の承認申請）

第百十一条　指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十二第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一　業務を委託する相手方（以下この条及び次条において「受託者」という。）の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は委託する業務を行う営業所若しくは事務所の所在地
二　委託する業務の内容及び範囲
三　委託の期間
2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　理由書
二　業務の委託契約の内容を記載した書面
三　受託者が法第三十五条の三の三十六第一項第二号から第四号までに掲げる要件に該当することを誓約する書面
四　受託者の沿革を記載した書面
五　受託者の定款又は寄附行為
六　委託する業務の実施方法を記載した書面
七　受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面
八　受託者の役員の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面
九　受託者の役員の履歴書
十　受託者の取締役（業務を執行する社員、理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面
十一　その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務の一部委託の承認基準）

第百十二条　経済産業大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。
一　業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
二　受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。
三　受託者が法第三十五条の三の三十六第一項第二号から第四号までに掲げる要件に該当すること。

（業務規程の記載事項）

第百十三条　法第三十五条の三の四十三第一項第十号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　特定信用情報提供等業務を行う時間及び休日に関する事項
二　従業者の監督体制に関する事項
三　特定信用情報提供等業務に関する記録の作成に関する事項
四　特定信用情報提供契約に関する契約約款に関する事項
五　特定信用情報提供等業務において取り扱う特定信用情報についての利用者又は購入者等の同意に関する事項
六　特定信用情報提供等業務の用に供する設備が、停電及び地震、火災、水害その他の災害の被害を容易に受けないために必要な措置に関する事項
七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項
八　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合における当該変更の届出に関する事項
九　電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、特定信用情報提供等業務の全部又は一部を停止する事故が発生した場合における当該事故の概要及び改善策の届出に関する事項
十　指定信用情報機関又はその業務の一部の委託先の役員又は従業員（以下この号及び次号において「役員等」という。）が特定信用情報提供等業務（業務の一部の委託先にあつては、当該指定信用情報機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用情報機関の業務規程に反する行為が発生したことを知つた場合における当該行為が発生した営業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項
十一　加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はその役員等が法第三十五条の三の五十六、第三十五条の三の五十七若しくは第三十五条の三の五十九又は指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行つたことを知つた場合における当該行為が発生した営業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項
十二　その他特定信用情報提供等業務に関し必要な事項

（特定信用情報提供等業務に関する記録の記録事項等）

第百十四条　法第三十五条の三の四十五の規定により、指定信用情報機関は特定信用情報提供等業務に関し、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、作成後三年間保存しなければならない。
一　基礎特定信用情報の提供を依頼した加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは当該加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号（他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から基礎特定信用情報の提供の依頼を受けたときは、当該他の指定信用情報機関の商号又は名称及び提供の依頼のあつた当該他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号）
二　基礎特定信用情報の提供を依頼された個人の氏名
三　基礎特定信用情報の提供の依頼のあつた日時
四　提供した基礎特定信用情報の内容

第三款　監督

（変更の届出）

第百十五条　法第三十五条の三の五十第一項の規定による届出は、様式第十九による届出書を提出してしなければならない。
2　前項の規定による届出書には、次の書面を添付しなければならない。
一　変更の届出が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地又は役員の氏名若しくは商号若しくは名称に係るものであるときは、その変更を証する書面
二　変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び法第三十五条の三の三十七第二項第一号に掲げる書面（法第三十五条の三の三十六第一項第四号に係るものに限る。）

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第百十六条　法第三十五条の三の五十一第一項の規定による指定信用情報機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、様式第二十により作成し、事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
2　前項の報告書には、最終事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類（会社でない場合にあつては、これに代わる書面）を添付しなければならない。
3　指定信用情報機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
4　指定信用情報機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
5　経済産業大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用情報機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（休廃止の申請）

第百十七条　法第三十五条の三の五十三第一項の規定による認可の申請は、様式第二十一による申請書を提出してしなければならない。

第四款　加入包括信用購入あっせん業者及び加入個別信用購入あっせん業者

（基礎特定信用情報に含まれる事項）

第百十八条　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一　氏名（ふりがなを付す。）

二　住所

三　生年月日

四　電話番号（勤務先の電話番号を除く。）

五　介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あっせん業者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第一号ロ、ハ、ニ、ト、チ若しくはリに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。）を行った場合又は加入個別信用購入あっせん業者が当該介護保険の被保険者証の提示若しくは当該介護保険の被保険者証に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あっせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

六　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あっせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により本人確認を行った場合又は加入個別信用購入あっせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あっせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

2　法第三十五条の三の五十六第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　加入包括信用購入あっせん業者　次に掲げる事項

イ　法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する包括信用購入あっせんに係る債務の額（当該包括信用購入あっせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額

ロ　包括信用購入あっせん（加入包括信用購入あっせん業者が二月払購入あっせんを業とする者である場合であって、支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない二月払購入あっせんに係る債務の額を提供するとき（当該債務の額を法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する包括信用購入あっせんに係る債務の額と区分して提供するときを除く。）は当該二月払購入あっせん（第三項において「特定二月払購入あっせん」という。）を含む。ハ及び次条第一項において同じ。）に係る債務又は包括信用購入あっせんの手数料の支払の遅延の有無

ハ　包括信用購入あっせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号

二　加入個別信用購入あっせん業者　次に掲げる事項

イ　法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する個別信用購入あっせんに係る債務の額（当該個別信用購入あっせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額

ロ　個別信用購入あっせんに係る債務又は個別信用購入あっせんの手数料の支払の遅延の有無

ハ　個別信用購入あっせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号

ニ　次に掲げるいずれかの事項

(1)　個別信用購入あっせんに係る販売の方法により販売した商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号

(2)　個別信用購入あっせんに係る販売の方法により販売した権利の種類又は当該権利を特定するに足りる番号、記号その他の符号

(3)　個別信用購入あっせんに係る提供の方法により提供する役務の種類又は当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号

ホ　次に掲げるいずれかの事項

(1)　個別信用購入あっせんに係る販売の方法により販売した商品の数量又は個別信用購入あっせん関係受領契約の単位

(2)　個別信用購入あっせんに係る販売の方法により販売した権利を行使し得る回数若しくは期間又は個別信用購入あっせん関係受領契約の単位

(3)　個別信用購入あっせんに係る提供の方法により提供する役務の提供を受けることができる回数若しくは期間又は個別信用購入あっせん関係受領契約の単位

3　法第三十五条の三の五十六第一項第三号に掲げる債務の額には、特定包括手数料の額、特定個別手数料の額及び特定二月払購入あっせんに係る債務の額を含むものとする。

（特定信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合）

第百十九条　法第三十五条の三の五十七第一項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる時前に提供した包括信用購入あっせん若しくは個別信用購入あっせんに係る債務又は包括信用購入あっせん若しくは個別信用購入あっせんの手数料の管理に必要な場合とする。

一　包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時

二　包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時

2　加入包括信用購入あっせん業者は、あらかじめ、法第三十五条の三の五十七第二項各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ることができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第百二十条　法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入包括信用購入あっせん業者又は当該加入個別信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者又は購入者等による同意に関する事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該加入包括信用購入あっせん業者又は当該加入個別信用購入あっせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

（特定信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等）

第百二十一条　加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者は、法第三十五条の三の五十七第三項に規定する同意に関する記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、当該同意に基づき指定信用情報機関が特定信用情報を保有している間保存しなければならない。

第四章　前払式特定取引

（許可の申請）

第百二十二条　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第一項の申請書は、様式第二十二によるものとする。

2　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　許可申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、直前十事業年度）の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面

二　次の事項を記載した許可後五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、許可後十事業年度）の業務計画書

イ　前払式特定取引の方法による取引の計画

ロ　収支計画

ハ　資金計画

三　役員の履歴書

四　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第六号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面

五　前払式特定取引に関する代理店を有するときは、代理店契約書の写し

六　前払式特定取引に関する取次ぎ先を有するときは、取次ぎに係る契約書の写し

七　申請の日前一年間における前払式特定取引の方法による取引額

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（前払式特定取引契約約款の基準）

第百二十三条　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次の事項が記載される欄があること。

イ　法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者（以下この章において「前払式特定取引業者」という。）の名称及び住所

ロ　契約に係る商品又は指定役務の種類又は範囲

ハ　購入者又は指定役務の提供を受ける者（以下この章において「購入者等」という。）が当該契約に基づき支払う金額の総額（以下「契約金額」という。）

ニ　前払式特定取引に係る各回ごとの支払金額、その支払回数並びに支払の時期及び方法

ホ　前払式特定取引契約約款の交付の時期及び交付の方法

二　次の表の上欄の事項が記載されており、かつ、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

記載すべき事項	内容の基準
一　領収書の発行に関すること。	支払の方法が集金又は持参の場合には、領収書を発行する旨が定められていること。
二　商品の代金又は指定役務の対価の完済後の通知に関すること。	商品の代金又は指定役務の対価が完済された場合には、その旨の通知の方法が定められていること。
三　商品の引渡し又は指定役務の提供の時期に関すること。	商品の引渡し又は指定役務の提供の時期が商品の引渡し又は指定役務の提供を受ける前に支払うべき代金又は対価の完済後一月以内の一定の日以後と定められていること。
四　購入者等が支払うべき契約金額以外の金銭に関すること。	購入者等が支払うべき契約金額以外の金銭があるかどうか、及び当該金銭がある場合におけるその額の決定について、購入者等が商品の引渡し又は指定役務の提供を受ける前に購入者等に必要と認められる内容を説明し、了解を得なければならない旨が定められていること。
五　営業保証金又は前受業務保証金の供託等に関すること。	営業保証金若しくは前受業務保証金を供託している供託所又は供託委託契約の受託者の名称及び所在地が表示されていること。
六　営業保証金及び前受業務保証金の還付に関すること。	購入者等は、その契約によつて生じた債権に関し、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができる旨が表示されていること。
七　契約の解除に関すること。	購入者等の支払義務の不履行により契約を解除する場合には、前払式特定取引業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、前払式特定取引業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨並びに前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約の目的を達することができなくなつた場合その他購入者等が必要と認める場合には、購入者等が当該契約を解除することができる旨及びその申出の手続が定められていること。
八　契約の解除に伴う損害賠償等の額に関すること。	購入者等の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があつた日から、それぞれ四十五日以内の一定の期間内に購入者等がすでに支払つた金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が購入者等が容易に計算することができる方法により明確に表示されていること。ただし、前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、遅滞なく、支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額の金銭を払い戻す旨が定められていること。
九　契約の問合わせ等に関すること。	当該契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称、住所及び電話番号が表示されていること。
十　前払式特定取引契約約款の交付に関すること。	前払式特定取引契約約款を交付する場合にあつては、その交付の時期及び交付の方法並びに購入者等から当該約款の再交付を求められたときは、遅滞なく、当該約款を再交付する旨が定められていること。

三　次の事項が記載されていないこと。

イ　前払式特定取引契約約款の再交付をする場合において、その再交付に通常要する費用を超えて手数料を徴収すること。

ロ　契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく及び民法第五百四十八条の四の規定によることなく契約内容の変更（契約金額の引上げを除く。）を行うことができること並びに購入者等の同意を得ることなく契約金額の引上げを行うことができること。

ハ　法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十七条第二項に規定する特約

ニ　購入者等からの契約の解除ができない旨の特約

ホ　当該契約に係る訴の属する裁判所の管轄につき購入者等に著しく不利となる特約

ヘ　契約に係る商品又は指定役務の内容について、著しく事実に相違する事項若しくは実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような事項又は商品又は指定役

務の取引条件について、著しく有利であると人を誤認させるような事項

ト　イからへまでに掲げるもののほか、法令に違反する特約又は購入者等に著しく不利となる特約

四　次に掲げる事項を赤枠の中に赤字で記載していること。

イ　前払式特定取引契約約款の内容を十分に読むべき旨

ロ　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の三の規定により前払式特定取引業者が前受金の合計額の二分の一に相当する額について前受金保全措置を講じることが義務付けられている旨

ハ　購入者等の申出により契約を解除する場合（前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合を除く。）における当該解除に係る金銭の払戻しに要する日数

2　前項の前払式特定取引契約約款には、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント（同項第四号に掲げる事項にあつては、十ポイント）以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（改善命令等に係る収支率等）

第百二十四条　法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第一号の経済産業省令で定める率は、百分の百とする。

2　法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第二号の経済産業省令で定める率は、百分の八十とする。

3　法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。

二　予約前受金の合計額又は負債の合計額が財産の状況に照らし著しく過大であるとき。

三　前払式特定取引に係る繰延費用を過大に計上しているときその他経理処理が不健全なとき。

四　基準日において前受金保全措置により前払式特定取引の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額を下回つたとき。

五　募集員その他従業員に対する指導監督が十分でないとき。

六　前払式特定取引の業務の委託先（委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）又は代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）に対する指導が十分でないとき。

七　購入者等に対して、前払式特定取引の契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しくは誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。

八　購入者等に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している前払式特定取引の契約を消滅させて新たな前払式特定取引の契約の申込みをさせ、又は新たな前払式特定取引の契約の申込みをさせて既に成立している前払式特定取引の契約を消滅させる行為を行つたとき。

九　前払式特定取引の契約を締結させ、又は前払式特定取引の契約の解除を妨げるため、購入者等を威迫したとき。

十　購入者等からの前払式特定取引の契約の解除の申出を受けることを拒否し、又は不当に遅延させたとき。

十一　前払式特定取引の業務に関して取得した購入者等に関する情報の適切な取扱い及び購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていないとき。

十二　前払式特定取引契約約款に記載されている義務を履行しないとき、又は履行できなくなるおそれがあるとき。

十三　前払式特定取引契約約款の内容が前条の基準に適合しないとき。

4　前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式特定取引に係る繰延費用は、計算日における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（準用規定）

第百二十五条　第十四条から第二十一条まで及び第二十三条から第二十六条までの規定は、前払式特定取引を業として営む場合に準用する。この場合において、第十四条中「法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する法第十六条第二項」と、第十五条及び第十六条第一項中「法第十七条第二項（法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する法第十七条第二項」と、第十七条中「法第十八条の四第一項及び第二十二条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の四第一項及び第二十二条第二項」と、第十八条第一項中「法第十八条の五第三項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の五第三項」と、同条第二項中「法第十八条の五第五項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の五第五項」と、第十九条第一項及び第二項中「法第十八条の六第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の六第二項」と、同条第二項第一号中「第十二条第二項第四号」とあるのは「第百二十二条第二項第四号」と、第二十条第一項中「法第十九条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同条第二項中「法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第二項」と、同条第三項中「法第十九条第四項において準用する法第十二条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第四項」と、同項第一号中「法第十九条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同号ロ中「第十二条第二項第四号」とあるのは「第百二十二条第二項第四号」と、「法第十五条第一項第八号」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第八号」と、同項第二号中「法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第二項」と、「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、第二十一条第一項及び第三項中「法第十九条の二」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条の二」と、同条第三項第三号中「商品名」とあるのは「契約に係る商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同項第四号中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第二十三条中「法第二十条の二第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第二項」と、第二十四条中「法第二十条の四第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の四第二項」と、第二十五条中「法第二十四条（法第二十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第二十六条において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五章　指定受託機関

（指定の申請）

第百二十六条　法第三十五条の四第二項の申請書は、様式第二十三によるものとする。

2　法第三十五条の四第三項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登記事項証明書

二　指定申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した指定申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに指定申請書提出日の直前二事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、直前四事業年度）の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）

三　役員の履歴書

四　法第三十五条の五第五号から第七号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の四第四項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者）

第百二十六条の二　法第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により受託事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（業務方法書等）

第百二十七条　法第三十五条の四第三項の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一　受託事業の目的の範囲

二　受託の限度

三　前受業務保証金供託委託契約の委託者（以下単に「委託者」という。）一人に係る受託の限度

四　前受業務保証金供託委託契約（以下「供託委託契約」という。）の締結の方法に関する事項

五　委託手数料に関する事項

六　供託委託契約の締結拒否の基準に関する事項

七　委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項

八　資産の運用方法に関する事項

九　その他業務の運営に関し必要な事項

2　法第三十五条の四第三項の事業計画書には、指定後三事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、六事業年度）の主要な委託者別受託事業計画、収支計画及び資金計画を記載しなければならない。

（前受業務保証金供託委託契約約款の基準）

第百二十八条　法第三十五条の五第四号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次の事項が記載される欄があること。

イ　供託委託契約の受託者（以下単に「受託者」という。）の名称及び住所

ロ　委託者の名称及び住所

ハ　契約番号

ニ　契約年月日

ホ　供託委託契約に基づく受託額

ヘ　委託手数料の額

ト　契約期間

二　次の表の上欄の事項が記載されており、かつ、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

記載すべき事項	内容の基準
一　供託義務に関する事項	供託義務の発生事由及び内容が法第十八条の三第三項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定に合致していること。
二　供託義務の履行により生ずる債権の保全に関する事項	受託者は、供託義務の履行により生ずる債権の保全のため必要と認めたときは、委託者に担保を提供させることができる旨が定められていること。
三　委託者の通知義務に関する事項	委託者の業務の運営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、委託者は、当該事実を、遅滞なく、受託者に通知すべき旨が定められていること。
四　調査に関する事項	受託者は、受託事業を遂行する上で必要と認める場合には、委託者の業務及び財産の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる旨が定められていること。

三　次の事項が記載されていないこと。

イ　供託委託契約に基づいて、前受業務保証金を供託した場合に、委託者に対して有することとなる求償権を放棄する旨の定め

ロ　イに掲げる事項のほか、受託事業の健全な遂行に重大な支障となる定め

（変更の届出）

第百二十九条　法第三十五条の六の規定による届出は、様式第九による届出書を提出してしなければならない。

2　前項の規定による届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一　変更の届出が商号、本店その他の営業所の名称若しくは所在地、資本金の額、役員の氏名若しくは住所又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面

二　変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第百二十六条第二項第四号に掲げる書面（法第三十五条の五第七号に係るものに限る。）

（廃止の届出）

第百三十条　法第三十五条の七第一項の規定による届出は、様式第二十四による届出書を提出してしなければならない。

（事業計画書等の提出）

第百三十一条　法第三十五条の八第一項の事業計画書には、主要な委託者別受託事業計画、収支計画及び資金計画を記載しなければならない。

2　法第三十五条の八第二項の規定による届出は、様式第二十五による届出書を提出してしなければならない。

3　法第三十五条の八第三項の規定による事業報告書は、様式第二十六によるものとする。

第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節　クレジットカード番号等の適切な管理

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第百三十二条　法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故（以下「漏えい等の事故」という。）の発生を防止するため必要かつ適切な措置を講ずること。

二　クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行うこと。

三　クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るクレジットカード番号等を利用者に付与したクレジットカード等購入あつせん業者は当該利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講ずること。

四　クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。

五　クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。

（大量のクレジットカード番号等を取り扱う者）

第百三十二条の二　法第三十五条の十六第一項第七号の経済産業省令で定める者は、特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者のために、クレジットカード番号等を特定の立替払取次業者に提供（当該立替払取次業者以外の者を通じた当該立替払取次業者への提供を含む。）することを業とする者とする。

（クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導その他の措置の基準）

第百三十三条　法第三十五条の十六第三項の経済産業省令で定める基準は、次項から第六項までに定めるところによる。

2　クレジットカード番号等取扱業者は、あらかじめクレジットカード番号等取扱受託業者に、次に掲げる措置を講じさせるために必要な措置を講じなければならない。

一　クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に対して連絡するとともに当該事故の拡大を防止すること。

二　クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知すること。

三　クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置

四　前各号に掲げるもののほか、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置

3　クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい

等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に対し、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に対して連絡するとともに当該事故の拡大を防止することについて指導しなければならない。

4　クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に対し、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知することについて指導しなければならない。

5　クレジットカード番号等取扱業者は、漏えい等の事故を発生させたクレジットカード番号等取扱受託業者又はそのおそれがあるクレジットカード番号等取扱受託業者に対し、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならない。

6　クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等受託業者においてクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、クレジットカード番号等取扱受託業者に対する指導その他の必要な措置を講じなければならない。

第二節　クレジットカード番号等取扱契約

（登録の申請）

第百三十三条の二　法第三十五条の十七の三第一項の申請書は、様式第二十六の二によるものとする。

2　法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　役員の履歴書

二　株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

三　クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する社内規則等（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつてクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が作成するものをいう。次条において同じ。）

四　クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する組織図

五　法第三十五条の十七の五第一項第三号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

第百三十三条の三　法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は法第三十五条の十七の八第一項若しくは第三項の規定による調査を第三者に委託する場合には、次に掲げる措置の適確な実施を確保するために必要な体制

イ　当該業務又は当該調査を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

ロ　当該業務又は当該調査の委託を受けた者（以下この号において「受託者」という。）における当該業務又は当該調査の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ハ　受託者が当該業務又は当該調査を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該業務又は当該調査を速やかに委託する等、当該業務又は当該調査に係る利用者又は購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防止するための措置

ニ　受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行していない場合であつて当該業務又は当該調査に係るクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要がある場合には、当該業務又は当該調査の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

二　クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査の適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

三　法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第二号の社内規則等はクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更の届出）

第百三十三条の四　法第三十五条の十七の六第一項の届出は、様式第二十六の三による届出書を提出してしなければならない。

2　法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　その変更に係る事項を証する書類

二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第百三十三条の二第二項第五号に掲げる書面（法第三十五条の十七の五第一項第五号に係るものに限る。）

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）

第百三十三条の五　法第三十五条の十七の八第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者若しくは役務提供事業者（以下「加盟申込店」という。）又はクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者若しくはクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者（以下「加盟店」という。）に関する基本的な事項

二　加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利若しくは提供しようとする役務又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売方法により販売する商品若しくは権利若しくは提供する役務に関する事項

三　加盟申込店が講じようとし、又は加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置に関する事項

四　加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関して行つた法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為の有無及びその内容

五　加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、前号に掲げる行為をすることを防止するために必要な体制の整備の状況に関する事項

六　加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況

七　加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、前号に掲げる行為（第四号に該当する行為を除く。）をすることを防止するために必要な体制及び当該加盟申込店又は当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項

八　前各号に掲げる事項のほか、加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要かつ適切な事項

第百三十三条の六　法第三十五条の十七の八第一項の規定により前条各号に定める事項の調査については、次項から第九項までに定めるところによる。ただし、前条第六号及び第七号に定める事項の調査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

一　次項及び第三項に基づく調査の結果その他の事情からみて、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、利用者又は購入者等の

利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度が低いと認められる場合　第七項及び第八項に基づく調査を省略し又は第七項及び第八項に定める調査手法のうち、より簡易な方法による調査によること。

二　先進的な技術又は手法を用いた調査により、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度について、第七項の調査と同等の効果を確保できると認められる場合　当該調査をもつて第七項に基づく調査に代えること。

2　前条第一号に定める事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　加盟申込店が行う取引の種類

二　加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）

3　前条第二号に定める事項については、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利又は提供しようとする役務の種類を示すものについて調査しなければならない。

4　前条第三号に定める事項については、加盟申込店が講じようとする法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。

5　前条第四号に定める事項については、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことの有無及びその内容その他の事項について、加盟申込店からの申告又は利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認その他の適切な方法により調査しなければならない。

6　前条第五号に定める事項については、前項の調査の結果、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことその他法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為があつたことが明らかである場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

7　前条第六号に定める事項については、加盟申込店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認、又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により調査しなければならない。

8　前条第七号に定める事項については、前項の調査の結果、加盟申込店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況及び加盟申込店以外の加盟店（以下この項において「他の加盟店」という。）によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟申込店が当該他の加盟店に比し、著しく利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

9　前条第八号に定める事項については、加盟申込店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

第百三十三条の七　法第三十五条の十七の八第三項の規定により第百三十三条の五第三号、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第四項までに定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、当該調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に係る取引状況等を常時監視することをもつて代えることができる。

2　第百三十三条の五第三号に定める事項については、加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。

3　第百三十三条の五第六号に定める事項については、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況に鑑み、適切な頻度及び方法により調査しなければならない。この場合において、適切な方法とは、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の当該苦情の発生状況に応じた方法をいう。

4　第百三十三条の五第八号に定める事項は、加盟店における漏えい等の事故及び利用者又は購入者等によるクレジットカード番号等の不正な利用（以下「不正利用」という。）の発生状況に関する事項を含むものでなければならず、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している情報に鑑み、当該加盟店における漏えい等の事故又は不正利用が発生する危険性の程度に応じた適切な頻度及び方法により調査しなければならない。この場合において、適切な方法とは、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の当該危険性の程度に応じた方法をいう。

第百三十三条の八　法第三十五条の十七の八第三項の規定により第百三十三条の五第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。

一　加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の取得その他の適切な方法によりインターネットを用いた情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により知つた事項からみて、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつた場合　これらの事項のうち変更があつた事項

二　利用者から申出を受けた苦情（クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けたものを含む。）の内容の調査その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合　次に掲げる事項

イ　第百三十三条の五第四号に定める事項

ロ　第百三十三条の五第五号に定める事項

ハ　第百三十三条の五第七号に定める事項（クレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項に限る。）

三　利用者又は購入者等から申出を受けた苦情（クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けたものを含む。）の内容の調査その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情（苦情の内容が前号の行為に起因するものである苦情を除く。以下この号において同じ。）の発生状況及び当該加盟店以外の加盟店（以下この号において「他の加盟店」という。）によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟店が他の加盟店に比し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合　次に掲げる事項

イ　当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の内容

ロ　第百三十三条の五第七号に定める事項

四　加盟店からの連絡その他の方法により知つた事項からみて、当該加盟店による漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合　次に掲げる事項

イ　当該事故に関し、当該加盟店が行つた第百三十二条第二号の規定による調査の結果

ロ　次条第一号及び第二号に掲げる措置を適切に講ずるために必要な事項

五　クレジットカード等購入あつせん業者からの連絡その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店における不正利用の発生状況その他の事情からみて、当該加盟店による不正利用の防止に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合　次に掲げる事項

イ　当該不正利用の内容

ロ　当該加盟店が当該不正利用の防止を図るために講ずる第百三十三条の十四第一号の規定による措置の実施状況

ハ　次条第一号及び第三号に掲げる措置を適切に講ずるために必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合　次条第一号から第三号までに掲げるいずれかの措置を適切に講ずるために必要な事項

第百三十三条の九　法第三十五条の十七の八第四項の規定により、クレジットカード番号等取扱

契約締結事業者は次に掲げる措置を講じなければならない。

一　加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、合理的な期間内に当該基準に適合した措置を講じるよう指導すること。

二　加盟店において、漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。

三　加盟店における不正利用の発生状況を踏まえ、類似の不正利用の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。

四　加盟店が前三号の指導に従わないとき又は加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合することが見込まれないときは当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約を解除すること。

五　第六十条第二号の規定により包括信用購入あつせん業者から苦情の内容の通知を受けたときであつて、前条第二号又は第三号に該当するためこれらの号の規定による調査を行つたときは、必要に応じて当該調査に関する情報を当該包括信用購入あつせん業者に提供すること。

第百三十三条の十　法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第一項の規定による調査として、第百三十三条の五各号に掲げる事項の調査を行い、クレジットカード番号等取扱契約を締結したときは、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、第百三十三条の五各号に掲げる事項ごとに当該調査の後最初に行う法第三十五条の十七の八第三項の規定による調査に関する記録の作成を終えるまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了した日から五年間保存しなければならない。

一　調査年月日

二　当該調査の結果（当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、当該資料を含む。次項において同じ。）

三　当該調査に係る加盟店とクレジットカード番号等取扱契約を締結した年月日

2　法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の七の規定による調査を行つたときは、各事項ごとに、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、各事項ごとに当該調査の後最初に行う調査に関する記録の作成を終えるまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間）保存しなければならない。

一　調査年月日

二　調査の結果（当該調査の結果を踏まえ、法第三十五条の十七の八第四項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容を含む。）

3　法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の八第一号の規定による調査を行つたときは、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項のうち変更があつた事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該記録を新たに作成するまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間）保存しなければならない。

4　法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の八第二号から第六号までの規定による調査を行つたときは、第二項各号に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなければならない。

（業務の運営に関する措置）

第百三十三条の十一　クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、法第三十五条の十七の九の規定によりその取り扱うクレジットカード番号等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（処分の公示）

第百三十三条の十二　法第三十五条の十七の十三の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（廃止の届出）

第百三十三条の十三　法第三十五条の十七の十四の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

（クレジットカード番号等の不正な利用の防止）

第百三十三条の十四　法第三十五条の十七の十五の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等の通知を受けたとき、当該通知がクレジットカード等購入あつせん業者から当該クレジットカード番号等の交付又は付与を受けた利用者によるものであるかの適切な確認その他の不正利用を防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

二　加盟店において不正利用されたときは、その発生状況を踏まえ、類似の不正利用を防止するために必要な措置を講ずること。

第七章　認定割賦販売協会

（認定割賦販売協会の認定の申請）

第百三十四条　法第三十五条の十八の申請書は、様式第二十七によるものとする。

2　令第三十一条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　業務規程その他の規則

二　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

三　役員の履歴書

（利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報）

第百三十五条　法第三十五条の二十第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　利用者から受け付けた苦情の内容が法第三十五条の二十第一項に規定する包括信用購入あつせん関係販売業者等（以下この項において「包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。）による包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者の利益の保護に欠ける行為に起因するものと認められる場合における当該苦情の内容

二　第六十条第二号の規定による通知をした場合における当該通知の事実

三　第七十七条第一項第二号若しくは第三号又は第九十四条第二号の規定による調査を行つた場合における当該調査の事実及び事由

四　法第三十五条の二十第一項に規定する個別信用購入あつせん関係販売業者等（以下この項において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）が個別信用購入あつせんに係る業務に関し購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として、当該個別信用購入あつせん関係販売業者等と締結した個別信用購入あつせんに係る契約を解除した場合における当該解除の事実及び事由

五　前各号に掲げる情報に係る包括信用購入あつせん関係販売業者等（会員である包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者に限る。）又は個別信用購入あつせん関係販売業者等の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）

2　法第三十五条の二十第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　第百三十三条の八第二号から第六号までの規定による調査を行つた場合における当該調査の事実及び事由

二　第百三十三条の九第一号、第二号、第三号又は第四号の規定による措置を講じた場合における当該措置を講じたことの事実及び事由

三　前二号に掲げる情報に係る販売業者若しくは役務提供事業者又は法第三十五条の二十第二項に規定するクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）

第八章　雑則

（報告の徴収）

第百三十六条　次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる書類を同表の第三欄に掲げる期限により、同表第四欄に掲げる者に提出しなければならない。

提出義務者	提出書類	提出期限	提出先
一　許可割賦販売業者又は特定割賦販売業者（法第三条の三の六十一第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）（当該許可割賦販売業者又は当該法第三十五条の三の六十一第一項の許可を受けた者と密接な関係を有する者として経済産業大臣が定める者がある場合にあつては、当該者の直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を含む。）又はこれらに代わる書面	事業年度の終了の日の現在において様式第二十五条第一項の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（当該許可割賦販売業者又は当該法第三十五条の三の六十一第一項の許可を受けた者と密接な関係を有する者として経済産業大臣が定める者がある場合にあつては、当該者の直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を含む。）又はこれらに代わる書面	毎事業年度の終了の日の翌日から起算して五十日以内	経済産業大臣
二　登録包括信用購入あつせん業者、登録少額包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者又は登録包括信用購入あつせん業者	事業年度の終了の日の現在において様式第二十九第二項の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面並びに事業報告書	毎事業年度の終了の日の翌日から起算して五十日以内	経済産業大臣

提出義務者	提出書類	提出期限	提出先
三　指定受託機関（事業年度が六月以下のものを除く。）	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日において様式第三十二第一項の指定受託機関の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を含む。）又はこれらに代わる書面	毎事業年度終了の日から起算して五十日以内	経済産業大臣
四　指定受託機関	基準日の翌日から起算して五十日を経過するの翌日における供託委託契約の締結状況について様式第三十一による報告書	基準日を経過する日から起算して三十日以内	経済産業大臣
五　クレジットカード番号等取扱業者又は登録個別信用購入あつせん業者	事業報告書	毎事業年度終了後遅滞なく	主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長

にあつては、経済産業大臣

（身分を示す証明書）

第百三十七条　法第四十一条第七項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。

（意見の聴取）

第百三十八条　法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2　経済産業大臣又は経済産業局長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を異議申立人又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならない。

3　利害関係人（参加人を除く。）として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　その事案に利害関係があることを疎明する事実

三　意見の概要

4　経済産業大臣又は経済産業局長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、意見聴取会の期日の三日前までに、その指定した者に対し、その旨を通知するものとする。

5　意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人、参加人、前項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人以外の者は、意見を述べることができない。

6　異議申立人若しくは審査請求人、参加人又は第四項の規定による指定を受けた者の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

7　意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

8　議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合は、議長は、次回の期日及び場所を定め、異議申立人若しくは審査請求人、参加人又は第四項の規定による指定を受けた者に通知し、かつ、告示しなければならない。

9　議長は意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一　事案の表示

二　意見聴取会の期日及び場所

三　議長の職名及び氏名

四　出席した異議申立人若しくは審査請求人、参加人又はこれらの代理人の氏名及び住所

五　出席した第四項の規定による指定を受けた者又はその代理人の氏名及び住所

六　その他の出席者の氏名

七　弁論及び陳述又はそれらの要旨

八　提示された証拠の内容

九　その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

10　異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は前項に規定する調書を閲覧することができる。参加人、第四項の規定による指定を受けた者その他書面をもつて当該事案について利害関係があることを疎明した者及びその代理人も、同様とする。

（聴聞）

第百三十九条　行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

（書類の経由等）

第百四十条　次の申請、届出及び報告は、その申請者、届出者又は報告者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。ただし、当該申請、届出及び報告を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。

契約締結事業者	提出期限	提出書類
六　認定割賦販売協会	前事業年度末における財産目録、前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の事業計画書並びに前事業年度の事業報告書及び当該事業年度の収支予算書	毎事業年度経過後三月以内
経済産業局長	経済産業大臣	

一　法第十二条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の許可の申請
二　法第十八条の六第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の承継の届出
三　法第十九条第一項及び第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の変更の届出
四　法第二十六条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の廃止の届出

第百四十一条　令第三十五条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

（令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法）

第百四十二条　令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　脱毛　光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
二　にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
三　皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減　薬剤の使用又は糸の挿入による方法
四　脂肪の減少　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
五　歯牙の漂白　歯牙の漂白剤の塗布による方法

附　則

この省令は、法の施行の日（昭和三十六年十二月一日）から施行する。

附　則（昭和四三年八月一〇日通商産業省令第九五号）

1　この省令は、昭和四十三年八月二十五日から施行する。
2　割賦販売販売審議会規則（昭和三十六年通商産業省令第五十一号）は、廃止する。

附　則（昭和四七年一二月一四日通商産業省令第一三七号）

1　この省令は、昭和四十八年三月十五日から施行する。ただし、割賦販売法施行規則目次の改正規定（第二章の二に係る部分に限る。）および同規則第十五条の次に一章を加える改正規定は、昭和四十七年十二月十五日から施行する。
2　割賦販売法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十二号）附則第七条第一項の規定により改正後の割賦販売法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者（その者が引き続き同条の許可を受けた場合を含む。）については、改正後の割賦販売法施行規則第十二条の八第二項中「百分の八十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間について、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

昭和四十八年三月十五日から昭和四十九年三月三十一日まで	百分の四十
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	百分の五十
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	百分の六十
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	百分の七十

附　則（昭和四八年七月二五日通商産業省令第六七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四九年二月二二日通商産業省令第一六号）

この省令は、昭和四十九年三月十五日から施行する。

附　則（昭和五一年一〇月五日通商産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五四年二月二七日通商産業省令第七号）

1　この省令は、公布の日から施行する。
2　改正前の第二十四条第二項及び第五項の規定により昭和五十四年一月三十一日において作成することとされている報告書及び同条第三項の規定による同年一月の報告書の提出については、なお従前の例による。

附　則（昭和五六年四月一三日通商産業省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五八年六月一六日通商産業省令第三二号）

1　この省令は、公布の日から施行する。
2　この省令の施行前に改正前の割賦販売法施行規則第八条第一項（第十二条の九において準用する場合を含む。）の承認を受けたものについては、改正後の割賦販売法施行規則第八条第一項（第十二条の九において準用する場合を含む。）の届出がなされたものとみなす。

附　則（昭和五九年一一月一七日通商産業省令第八二号）

この省令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附　則（昭和六二年三月二八日通商産業省令第一三号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二年一二月一四日通商産業省令第六六号）

この省令は、平成三年三月三十一日から施行する。

附　則（平成三年一二月二一日通商産業省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年三月三〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年五月二七日通商産業省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附　則（平成七年四月五日通商産業省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）　抄

第一条　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一〇月二二日通商産業省令第九五号）

この省令は、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十四号）の施行の日（平成十一年十月二十二日）から施行する。

附　則（平成一二年三月二日通商産業省令第二七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、様式第七及び様式第二十一の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年三月三一日通商産業省令第五九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に和議法（大正十一年法律第七十二号）による和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年八月一四日　平成一三年経済産業省令第三号）　抄

（施行期日）

1　この中央省庁等改革推進本部令（次項及び第三項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（この本部令の効力）

2　この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための経済産業省組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年経済産業省令第三号）となるものとする。

附　則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二六〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一三年三月二日経済産業省令第一四号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に割賦販売法第三十五条の三の二の許可を受けている者については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の割賦販売法施行規則第十四条の三第三項第六号の規定は、適用しない。

附　則（平成一三年三月二六日経済産業省令第三九号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附　則（平成一三年四月一八日経済産業省令第一四五号）

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附　則（平成一四年三月七日経済産業省令第二九号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附　則（平成一四年三月二九日経済産業省令第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年一月六日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年二月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附　則（平成一五年三月七日経済産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二号中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）」を「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」に改める改正規定については、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年三月二八日経済産業省令第三〇号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号）　抄

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年八月二七日経済産業省令第八八号）

この省令は、平成十六年十一月十一日から施行する。

附　則（平成一六年一二月二四日経済産業省令第一二一号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附　則（平成一七年三月三〇日経済産業省令第四六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の前に割賦販売法第十一条及び第三十五条の三の二の許可を受けた者の帳簿の備付け及び保存については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則（平成一八年二月二〇日経済産業省令第八号）

この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

附　則（平成一八年三月三一日経済産業省令第三九号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附　則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附　則（平成二〇年一二月二六日経済産業省令第九一号）

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（平成二一年六月二六日経済産業省令第三七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際既に第一条の規定による改正後の割賦販売法施行規則（以下「新省令」という。）第四十条第二項第二号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該親族に相当する者から得ている同意又は同条第三項第二号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者の預貯金を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該親族に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条第二項の規定により同項第二号に掲げる者及び同号に規定する親族の年収を合算して算定することにつき当該親族から得た同意又は同条第三項の規定により同項第二号に掲げる者及び同号に規定する親族の預貯金を合算して算定することにつき当該親族から得た同意とみなす。

第三条　この省令の施行の際既に新省令第四十条第二項第三号に掲げる者に相当する者及び当該者の配偶者に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該配偶者に相当する者から得ている同意又は同条第三項第三号に掲げる者に相当する者及び当該者の配偶者に相当する者の預貯金を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該配偶者に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条第二項の規定により同項第三号に掲げる者及び当該者の配偶者との年収を合算して算定することにつき当該配偶者から得た同意又は同条第三項の規定により同項第三号に掲げる者及び当該者の配偶者との預貯金を合算して算定することにつき当該配偶者から得た同意とみなす。

第四条　包括信用購入あっせん業者に相当する者が、改正法の施行前に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者に対し次に掲げる事項を通知した場合において、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者が第二号に規定する者に相当する者が第二号に規定する一定の期間内に第一号に掲げる事項について異議を述べなかったときは、改正法第三条の規定による改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二の承諾（新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項（改正法第三条の規定による改正前の割賦販売法（以下「旧法」という。）第三十条の二第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を除く。）に係るものに限る。）があったものとみなす。

一　新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項（旧法第三十条の二第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を除く。）を新法第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する旨

二　前号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

2　前項第二号の期間は、一月を下ってはならない。

第五条　包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者に相当する者が、改正法の施行前に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者に対し次に掲げる事項を通知した場合において、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者が第二号に規定する一定の期間内に第一号に掲げる事項について異議を述べなかったときは、新法第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二の承諾（新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項（旧法第三十条の二第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）を電磁的方法により提供する旨

一　新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項（旧法第三十条の二第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）に係るものに限る。）があったものとみなす。

二　前号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

2　前項第二号の期間は、一月を下ってはならない。

第六条　改正法の施行の日から起算して六月間は、新省令第百四条第一項中「登録個別信用購入あっせん業者をいう。」とあるのは、「登録個別信用購入あっせん業者及び法第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した個別信用購入あっせん業者（法第三十五条の三の二十四第一項の登録又は登録の拒否の処分を受けた個別信用購入あっせん業者を除く。）をいう。」と読み替えるものとする。

第七条　包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者又は当該個別信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた場合には、新法第三十五条の三の五十六第一項の規定にかかわらず、当該特定信用情報提供等業務を行う者に対し、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時前に締結された包括信用購入あっせん関係受領契約又は個別信用購入あっせん関係

受領契約に係る新省令第百十八条第一項第五号から第七号まで並びに同条第二項第二号ニ及びホに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第八条　包括信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時前にカード等を交付し又は付与している購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約を当該特定信用情報提供等業務を行う者が同項の指定を受けた時以後に締結した場合には、新法第三十五条の三の五十六第二項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関に対し、新省令第百十八条第一項第五号から第七号までに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あっせん業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第九条　新省令第百十八条第二項第一号イ及び第二号イの規定は、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額を加入指定信用情報機関に提供しない加入包括信用購入あっせん業者及び加入個別信用購入あっせん業者については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、適用しない。

第十条　新法第三十五条の三の五十七第二項の規定は、加入包括信用購入あっせん業者が新省令第百十九条第二項の規定により新法第三十五条の三の五十七第二項各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ようとする場合であって、当該加入包括信用購入あっせん業者が当該購入者等から同意を得ようとする包括信用購入あっせん関係受領契約が次に掲げる時前に当該加入包括信用購入あっせん業者がカード等を交付し又は付与している当該購入者等を相手方とするものである場合は、適用しない。

一　包括信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時

二　包括信用購入あっせん業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時

第十一条　この省令の施行の前に新省令第百三十三条第一項の規定により講じた措置は、同項の規定により講じた措置とみなす。

附　則（平成二一年八月三一日経済産業省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二七号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附　則（平成二四年七月六日経済産業省令第五〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。ただし、本則中第百十八条第一項の改正規定（同項第六号の改正規定中「運転免許証の番号」を「運転免許証等（運転免許証又は運転経歴証明書をいう。以下この号において同じ。）の番号」に、「、運転免許証」を「、運転免許証等」に、「当該運転免許証」を「当該運転免許証等」に改める部分及び同項第七号の改正規定中「又は外国人登録証明書」を「、在留カード又は特別永住者証明書」に改める部分を除く。）は、平成二十五年四月一日から施行する。

（運転経歴証明書に関する経過措置）

第二条　平成二十四年四月一日前に交付された運転経歴証明書に対するこの省令による改正後の割賦販売法施行規則（以下「新規則」という。）第百十八条第一項第六号の規定の適用については、なお従前の例による。

（外国人登録証明書等に関する経過措置）

第三条　新規則第百十八条第一項第七号の適用については、中長期在留者が所持する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

2　前項の規定により外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附　則（平成二八年八月二日経済産業省令第八八号）

この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附　則（平成二九年一二月一日内閣府・経済産業省令第二号）

（施行期日）

第一条　この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行の日から施行する。ただし、第百四十二条の改正規定については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の割賦販売法施行規則第百三十六条表第一項及び様式第二十八の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る提出書類から適用し、同日前に終了する事業年度に係る提出書類については、なお従前の例による。

附　則（平成三〇年一一月三〇日経済産業省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

附　則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年九月一一日経済産業省令第三六号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附　則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（令和二年三月三一日内閣府・経済産業省令第二号）

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附　則（令和二年一〇月一日経済産業省令第八一号）

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附　則（令和二年一二月一六日内閣府・経済産業省令第六号）

この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年三月一日経済産業省令第一〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

附　則（令和三年七月一九日経済産業省令第六一号）

この省令は、令和三年七月十九日から施行する。

附　則（令和四年三月三一日経済産業省令第三六号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和五年一二月二〇日内閣府・経済産業省令第六号）

（施行期日）

1　この命令は、令和五年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行前に、この命令による改正前の割賦販売法施行規則第百三十七条の規定により交付された様式第三十二の立入検査証の効力については、なお従前の例による。

別表第一

一　次の算式により算定すること。

$$R=\frac{F}{\sum_{i=1}^{n} U_i \cdot T_i}$$

イ　この式において、R、F、n及びTiは、それぞれ次の値を表すものとする。

R　割賦手数料（ローン提携販売にあつては、融資手数料、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんの手数料。以下同じ。）の料率

F　割賦手数料の総額

n　支払回数（ローン提携販売にあつては、返済回数）

Ti　前回の賦払金（ローン提携販売にあつては、分割返済金、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、支払分。以下同じ。）の支払日から当該賦払金の支払日の前日までの期間又は契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間（年を単位として表すものとする。）。ただし、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間については、当該期間が二月未満の場合は、十二分の一年とすることができる。

ロ　Uiは、次の値とし、当該値を算式に代入してRを計算するものとする。

(1)　iが一のときは、商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格（割賦販売業者（ローン提携販売にあつては、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者。以下同じ。）が購入者等から頭金若しくは初回金又は申込金の支払を受けている場合にあつては、これらの金額を控除した額）

(2)　iが二以上のときは、次に掲げる値

$$U_i=U_{i-1}-\{P_{i-1}-(R\cdot U_{i-1}\cdot T_{i-1})\}$$

Piは、各回の賦払金の額とする。

(3)　賦払金の額が、第一条第二項第二号ロ、第二十七条第一項第三号又は第三十六条第五項第二号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、賦払金の額が全て等しいものとして計算することができるものとし、第一条第二項第二号ハ、第二十七条第二項第二号ハ又は第三十六条第五項第二号ハに掲げる場合に該当する場合にあつては、特定月の賦払金又は特定の二月の賦払金を除く賦払金の額が全て等しいものとして計算することができる。

二　前号の算式により、Uiの値を同号ロに掲げる値に代えて、次に掲げる値として算定すること。

(1)　iが一のときは、商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格（割賦販売業者が購入者等から頭金若しくは初回金又は申込金の支払を受けている場合にあつては、これらの金額を控除した額）

(2)　iが二以上のときは、賦払金の支払日の前日における元本の額

三　次の算式により算出すること。

R＝r／T

この式において、R、r及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

R　割賦手数料の料率

r　一の時期に支払うべき割賦手数料の額を、当該手数料を算出するための基準日における元本の額で除した値

T　弁済金を支払うべき時期と時期との間隔（年を単位として表すものとする。）

別表第二

上欄	中欄	下欄
一	利用者又は購入者等又はその配偶者が自己の居住の用に供する建物（当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、当該利用者又は購入者等が主として居住の用に供する一の建物に限る。以下この表において「住宅」という。）を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下この表において同じ。）の貸付けに係る契約を締結していない場合	九百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払わない場合	九百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	六百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払う場合	十百万円
二	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していない場合	三百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払わない場合	七百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	十七万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払う場合	十六万円
三	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していない場合	十百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払わない場合	二百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	四百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払う場合	十四万円
四	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していない場合	九百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払わない場合	二百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	九百万円
	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払う場合	四百万円

別表第三

第一区　北海道のうち北見市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、北斗市、亀田郡七飯町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、虻田郡京極町、同郡倶知安町、岩内郡岩内町、余市郡余市町、空知郡奈井江町、同郡上砂川町、同郡南富良野町、上川郡鷹栖町、同郡東神楽町、同郡上川町、同郡東川町、同郡新得町、勇払郡占冠村、同郡安平町、中川郡音威子府村、同郡中川町、同郡幕別町、天塩郡天塩町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、同郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、同郡清里町、紋別郡遠軽町、同郡滝上町、同郡興部町、同郡西興部村、同郡雄武町、沙流郡日高町、浦

河郡浦河町、河東郡音更町、河西郡芽室町、同郡中札内村、足寄郡陸別町、釧路郡釧路町、川上郡弟子屈町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町及び日高郡新ひだか町　青森県のうち弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市　岩手県のうち宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市及び岩手郡滝沢村　宮城県のうち石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大崎市、柴田郡大河原町、同郡柴田町、宮城郡七ケ浜町、同郡利府町及び黒川郡富谷町　秋田県のうち能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市及び大仙市　山形県のうち米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市　福島県のうち会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市及び南相馬市　茨城県のうち石岡市、龍ケ崎市、常陸太田市、高萩市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、筑西市、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村及び北相馬郡利根町　栃木県のうち栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町　群馬県のうち伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吾妻郡草津町、利根郡みなかみ町及び邑楽郡大泉町　埼玉県のうち行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ケ島市、日高市、吉川市、北足立郡伊奈町、入間郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡嵐山町、同郡小川町、同郡鳩山町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町、同郡杉戸町及び同郡松伏町　千葉県のうち銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、白井市、匝瑳市、香取市及び印旛郡酒々井町　東京都のうち西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村及び小笠原村　神奈川県のうち足柄上郡中井町、同郡山北町、愛甲郡愛川町及び同郡清川村　新潟県のうち三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、妙高市、南魚沼郡湯沢町及び刈羽郡刈羽村　富山県のうち魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、同郡上市町、同郡立山町、下新川郡入善町及び同郡朝日町　石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び同郡内灘町　福井県のうち敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡永平寺町、南条郡南越前町及び丹生郡越前町　山梨県のうち富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市及び中巨摩郡昭和町　長野県のうち飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、木曽郡木曽町、東筑摩郡波田町、埴科郡坂城町及び上高井郡小布施町　岐阜県のうち高山市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、羽島郡岐南町、同郡笠松町及び本巣郡北方町　静岡県のうち富士宮市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、富士郡芝川町及び浜名郡新居町　愛知県のうち半田市、津島市、碧南市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、愛知郡東郷町、同郡長久手町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び宝飯郡小坂井町　三重県のうち伊勢市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町　滋賀県のうち彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市及び東近江市　京都府のうち福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、南丹市、木津川市、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町及び相楽郡精華町　大阪府のうち阪南市、豊能郡豊能町、同郡能勢町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町及び同郡千早赤阪村　兵庫県のうち洲本市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稲美町及び揖保郡太子町　奈良県のうち大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町及び同郡下市町　和歌山県のうち海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、日高郡美浜町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町及び同郡串本町　鳥取県のうち米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村　島根県のうち浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、八束郡東出雲町及び隠岐郡隠岐の島町　岡山県のうち津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町及び小田郡矢掛町　広島県のうち竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡熊野町　山口県のうち萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び同郡平生町　徳島県のうち鳴門市、小松島市及び阿南市　香川県のうち丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、仲多度郡琴平町及び同郡多度津町　愛媛県のうち今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市　福岡県のうち柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、朝倉市及び嘉麻市　佐賀県のうち唐津市及び鳥栖市　長崎県のうち諫早市、大村市、西彼杵郡長与町及び同郡時津町　大分県のうち中津市　宮崎県のうち都城市及び延岡市　鹿児島県のうち鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、霧島市、南さつま市、奄美市、姶良郡加治木町及び同郡姶良町　沖縄県のうち宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市及び宮古島市

第二区

北海道のうち石狩郡当別町、同郡新篠津村、松前郡松前町、同郡福島町、上磯郡知内町、同郡木古内町、茅部郡鹿部町、同郡森町、二海郡八雲町、檜山郡上ノ国町、同郡厚沢部町、爾志郡乙部町、久遠郡せたな町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、同郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、同郡真狩村、同郡留寿都村、同郡喜茂別町、同郡豊浦町、同郡洞爺湖町、岩内郡共和町、古宇郡泊村、同郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、同郡赤井川村、空知郡南幌町、同郡上富良野町、同郡中富良野町、夕張郡由仁町、同郡長沼町、同郡栗山町、樺戸郡月形町、同郡浦臼町、同郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、同郡秩父別町、同郡雨竜町、同郡北竜町、同郡沼田町、同郡幌加内町、上川郡当麻町、同郡比布町、同郡愛別町、同郡美瑛町、同郡和寒町、同郡剣淵町、同郡下川町、同郡清水町、中川郡美深町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、同郡羽幌町、同郡初山別村、天塩郡遠別町、同郡豊富町、枝幸郡中頓別町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻富士町、同郡利尻富士町、網走郡津別町、同郡大空町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、同郡置戸町、同郡佐呂間町、紋別郡上湧別町、同郡湧別町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、河東郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、河西郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町及び野付郡別海町　青森県のうちつがる市、平川市、東津軽郡平内町、同郡今別町、同郡蓬田村、同郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、同郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、同郡大鰐町、同郡田舎館村、北津軽郡板柳町、同郡鶴田町、同郡中泊町、上北郡野辺地町、同郡七戸町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北

町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡三戸町、同郡五戸町、同郡田子町、同郡南部町、同郡階上町及び同郡新郷村　岩手県のうち八幡平市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、同郡川井村、九戸郡軽米町、同郡野田村、同郡九戸村、同郡洋野町及び二戸郡一戸町　宮城県のうち登米市、栗原市、東松島市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡大衡村、加美郡加美町、同郡色麻町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町　秋田県のうち潟上市、北秋田市、仙北市、にかほ市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、同郡三種町、同郡八峰町、南秋田郡五城目町、同郡八郎潟町、同郡井川町、同郡大潟村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町及び同郡東成瀬村　山形県のうち東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、同郡最上町、同郡舟形町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡三川町、同郡庄内町及び飽海郡遊佐町　福島県のうち田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村　茨城県のうち結城市、下妻市、北茨城市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、桜川市、鉾田市、常総市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町及び同郡境町　栃木県のうちさくら市、那須烏山市、上都賀郡西方町、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、下都賀郡野木町、同郡大平町、同郡藤岡町、同郡岩舟町、同郡都賀町、塩谷郡塩谷町、同郡高根沢町、那須郡那須町及び同郡那珂川町　群馬県のうちみどり市、北群馬郡榛東村、同郡吉岡町、多野郡神流町、同郡上野村、甘楽郡下仁田町、同郡南牧村、同郡甘楽町、吾妻郡中之条町、同郡長野原町、同郡嬬恋村、同郡六合村、同郡高山村、同郡東吾妻町、利根郡片品村、同郡川場村、同郡昭和村、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町及び同郡邑楽町　埼玉県のうち比企郡滑川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀞町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町及び南埼玉郡菖蒲町　千葉県のうち八街市、印西市、富里市、いすみ市、南房総市、山武市、印旛郡印旛村、同郡本埜村、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町、同郡大網白里町、同郡九十九里町、同郡芝山町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町及び安房郡鋸南町　新潟県のうち阿賀野市、南魚沼市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、北魚沼郡川口町、中魚沼郡津南町、岩船郡関川村及び同郡粟島浦村　石川県のうち羽咋郡志賀町、同郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町　福井県のうち今立郡池田町、三方郡美浜町、大飯郡高浜町、同郡おおい町及び三方上中郡若狭町　山梨県のうち南アルプス市、北杜市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡増穂町、同郡鰍沢町、同郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村　長野県のうち南佐久郡小海町、同郡川上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡佐久穂町、北佐久郡御代田町、同郡立科町、小県郡青木村、同郡長和町、諏訪郡原村、上伊那郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡木祖村、同郡王滝村、同郡大桑村、東筑摩郡麻績村、同郡生坂村、同郡山形村、同郡朝日村、同郡筑北村、北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村、同郡小谷村、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信州新町、同郡信濃町、同郡小川村、同郡中条村、同郡飯綱町及び下水内郡栄村　岐阜県のうち山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町及び大野郡白川村　静岡県のうち御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町、同郡川根本町及び周智郡森町　愛知県のうち北設楽郡豊根村　三重県のうちいなべ市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町　滋賀県のうち高島市、米原市、蒲生郡安土町、同郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町及び同郡西浅井町　京都府のうち京丹後市、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡南山城村、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町及び同郡与謝野町　兵庫県のうち篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町、同郡福崎町、同郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町　奈良県のうち山辺郡山添村、宇陀郡曽爾村、同郡御杖村、吉野郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村及び同郡東吉野村　和歌山県のうち紀の川市、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、有田郡広川町、同郡有田川町、日高郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡古座川町及び同郡北山村　鳥取県のうち岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、同郡智頭町、同郡八頭町、東伯郡三朝町、同郡湯梨浜町、同郡琴浦町、同郡北栄町、西伯郡大山町、同郡南部町、同郡伯耆町、日野郡日南町、同郡日野町及び同郡江府町　島根県のうち雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、簸川郡斐川町、邑智郡川本町、同郡美郷町、同郡邑南町、鹿足郡津和野町、同郡吉賀町、隠岐郡海士町、同郡西ノ島町及び同郡知夫村　岡山県のうち真庭市、美作市、和気郡和気町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町、英田郡西粟倉村、久米郡久米南町、同郡美咲町及び加賀郡吉備中央町　広島県のうち山県郡安芸太田町、同郡北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町及び神石郡神石高原町　山口県のうち大島郡周防大島町、熊毛郡上関町、阿武郡阿武町及び同郡阿東町　徳島県のうち吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町及び三好郡東みよし町　香川県のうち東かがわ市、さぬき市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、綾歌郡綾川町及び仲多度郡まんのう町　愛媛県のうち宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町及び南宇和郡愛南町　高知県のうち室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、

長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡檮原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村及び同郡黒潮町　福岡県のうち前原市、うきは市、宮若市、みやま市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、同郡東峰村、糸島郡二丈町、同郡志摩町、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡広川町、同郡矢部村、同郡星野村、田川郡香春町、同郡添田町、同郡糸田町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡赤村、同郡福智町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、同郡上毛町及び同郡築上町　佐賀県のうち多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、同郡上峰町、同郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、同郡江北町、同郡白石町及び藤津郡太良町　長崎県のうち島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡東彼杵町、同郡川棚町、同郡波佐見町、北松浦郡小値賀町、同郡江迎町、同郡鹿町町、同郡佐々町及び南松浦郡新上五島町　熊本県のうち八代市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市、下益城郡城南町、同郡美里町、玉名郡玉東町、同郡南関町、同郡長洲町、同郡和水町、鹿本郡植木町、菊池郡大津町、同郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡産山村、同郡高森町、同郡西原村、同郡南阿蘇村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、球磨郡錦町、同郡あさぎり町、同郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村及び天草郡苓北町　大分県のうち日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町及び同郡玖珠町　宮崎県のうち日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、宮崎郡清武町、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、同郡野尻町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町及び同郡五ヶ瀬町　鹿児島県のうち曽於市、志布志市、南九州市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡蒲生町、同郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町及び同郡与論町　沖縄県のうち豊見城市、南城市、国頭郡国頭村、同郡大宜味村、同郡東村、同郡今帰仁村、同郡本部町、同郡恩納村、同郡宜野座村、同郡金武町、同郡伊江村、中頭郡読谷村、同郡嘉手納町、同郡北谷町、同郡北中城村、同郡中城村、同郡西原町、島尻郡与那原町、同郡南風原町、同郡久米島町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町及び同郡与那国町

区分	対象
非	第一区及び第二区以外の市町村

様式第１（第１２条関係）

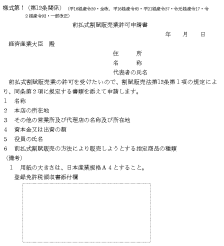

様式第１（第12条関係）（甲は紙素地の0・5倍、乙は紙素地甲の・甲は紙素地甲2・乙は紙素地甲2・乙は紙素地甲1・一部色芯）

前払式割賦販売業許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

前払式割賦販売業の許可を受けたいので、割賦販売法第13条第１項の規定により、関係書３項に規定する書類を添えて申請します。

1　名称
2　本店の所在地
3　その他の営業所及び代表者の名称及び所在地
4　資本金又は出資の額
5　役員の氏名
6　前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類

（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

登録免許税収入印紙貼付欄

様式第２（第１２条、第６３条、第６８条の９、第９９条、第１２２条、第１２６条、第１３６条関係）

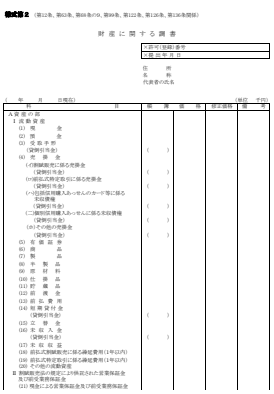

様式第２（第12条、第63条、第68条の9、第99条、第122条、第126条、第136条関係）

財産に関する調書

※許可(登録)番号
※提出年月日

住　所
名　称
代表者の氏名

（　年　月　日現在）　（単位　千円）

科目	期末現在	期末現在	期末現在	部分機関	備考
Ⅰ資産の部					
1 流動資産					
(1) 現金					
(2) 預金					
(3) 受取手形					
（貸倒引当金）	（　）				
(4) 売掛金					
(イ)割賦販売に係る売掛金					
（貸倒引当金）	（　）				
(ロ)前払式特定取引に係る売掛金					
（貸倒引当金）	（　）				
(ハ)前払式特定購入あっせんのカード等に係る売掛債権					
（貸倒引当金）	（　）				
(ニ)割賦販売購入あっせんに係る売掛債権					
（貸倒引当金）	（　）				
(ホ)その他の売掛金					
（貸倒引当金）	（　）				
(5) 有価証券					
(6) 商品					
(7) 製品					
(8) 半製品					
(9) 原材料					
(10) 仕掛品					
(11) 貯蔵品					
(12) 前渡金					
(13) 前払費用					
(14) 短期貸付金					
（貸倒引当金）	（　）				
(15) 立替金					
(16) 未収入金					
（貸倒引当金）	（　）				
(17) 未収収益					
(18) 前払式割賦販売に係る繰延費用(1年以内)					
(19) 前払式特定取引に係る繰延費用(1年以内)					
(20) その他の流動資産					
2 割賦販売法の規定により供託された営業保証金及び保証金保険証金					
(21) 現金による営業保証金及び保証金保険証金					

(22) 有価証券による営業保証金及び保証金					
Ⅲ 固定資産					
1 有形固定資産					
(23) 建　　物					
(減価償却累計額)	(　　)				
(24) 構 築 物					
(減価償却累計額)	(　　)				
(25) 機械及び装置					
(減価償却累計額)	(　　)				
(26) 車両その他の陸上運搬具					
(減価償却累計額)	(　　)				
(27) 工具器具及び備品					
(減価償却累計額)	(　　)				
(28) 土　　地					
(29) 建設仮勘定					
(30) その他の有形固定資産					
(減価償却累計額)	(　　)				
2 無形固定資産					
(31) の れ ん					
(32) 借 地 権					
(33) 特 許 権					
(34) 商 標 権					
(35) 実用新案権					
(36) 意 匠 権					
(37) 電話加入権					
(38) その他の無形固定資産					
3 投　資　等					
(39) 投資有価証券					
(40) 出　資　金					
(41) 長期貸付金					
(貸倒引当金)	(　　)				
(42) 前払式割賦販売に係る繰延費用(1年超)					
(43) 前払式特定取引に係る繰延費用(1年超)					
(44) その他の投資等					
Ⅳ 繰延資産					
(45) 創 立 費					
(46) 開 業 費					
(47) 株式交付費					
(48) 社債発行費					
(49) 開 発 費					
(50) その他の繰延資産					
Ⅱ 負債の部					
Ⅰ 流動負債					
(1) 支払手形					
(2) 買 掛 金					
(イ)自社発行機入あっせんのカード等に係る未払債務					
(ロ)個別信用機入あっせんに係る未払債務					
(ハ)その他の買掛金					
(3) 前受収益					
(4) 未 払 金					
(5) 未払法人税等					
(6) その他の流動負債					
Ⅱ 固定負債					
(11) 社　債					
(12) 長期借入金					
(うち役員等長期借入金)	(　　)				
(13) 会員前受金					
(イ)前払式割賦販売に係る会員前受金(1年超)					
(ロ)前払式特定取引に係る会員前受金(1年超)					
(14) 退職給付引当金					
(15) その他の固定負債					
Ⅲ 引 当 金					
(16) 循環変動準備金					
(17) 海外市場開拓準備金					
(18) その他の引当金					
Ⅳ 収益等繰延税金					
(19) 割賦販売に係る未実現利益					
(20) 前払式特定取引に係る未実現利益					
(21) 自社発行機入あっせんに係る未実現利益					
(22) 個別信用機入あっせんに係る未実現利益					
負債の部合計(Ⅰから(22)までの合計額)(控除して表示する額を含む)					
(参考) 純 資 産					
Ⅰ 株主資本					
1 資 本 金					
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金					
(2) その他資本剰余金					
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金					
(2) その他利益剰余金					
(イ)任意積立金					
(ロ)繰越利益剰余金					
4 自己株式					
Ⅱ 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金					
2 繰延ヘッジ損益					
3 土地再評価差額金					
Ⅲ 新株予約権					

(備考)

1 貸倒引当金又は繰延税金資産及び繰延税金負債については、「固定資産」の区分に「貸倒引当金又は繰延税金資産」「貸倒引当金又は繰延税金負債」「流動資産」及び「流動負債」の区分に「繰延税金資産」「繰延税金負債」の区分を設けて記載すること。

2 「固定資産」の欄には、割賦販売法施行令第6条ただし書の規定により繰延資産に係る場合にはかぎりただし書に規定する当該資産又は負債の額を記載すること。

3 「備考」の欄には、必要に応じ、資産及び負債について当該資産又は負債の内容及び評価方法を要約して記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 ×印の欄は、様式第1、様式第1の3又は様式第2の許可申請書又は様式第4、第1の3又は様式第6の登録申請書に部付する場合は、記載しないこと。

様式第３（第１２条、第１２２条、第１２６条関係）

様式第３（第12条、第122条、第126条関係）（前日の属する会計・金曜、第4週金曜日・第5週金曜日・第1週金曜日・第2週金曜日・第3週金曜日・一部修正）

収 支 に 関 す る 調 書

許可番号
登録年月日

住　所
名　称
代表者の氏名

（自　年　月　日至　年　月　日）　　（単位　千円）

科　　目	金		額	備　考
A 経常収益				
1 純　売　上　高		×××		
2 割賦販売実現利益繰入又は戻入		×××		
3 前払式特定取引実現利益繰入又は戻入		×××		
4 営　業　外　収　益				
(1) 受　取　利　息	×××			
(2) 有 価 証 券 利 息	×××			
(3) 受　取　配　当　金	×××			
(4) そ の 他 の 営 業 外 収 益	×××	×××	×××	
B 経常費用				
1 売　上　原　価		×××		
2 販売費及び一般管理費		×××		
3 営　業　外　費　用				
(1) 支 払 利 息 及 び 割 引 料	×××			
(2) そ の 他 の 営 業 外 費 用	×××	×××	×××	
経常損益の部から経常費用の額を控除した額（A－B）			×××	
経 常 収 支 率（$\frac{A}{B}$×100）		×××		

(注)　前払式割賦販売又は前払式特定取引に係る繰延費用当期繰入額×××千円である。

(備考)

1　経常収益及び経常費用の計算には、前期損益修正その他通常の業務活動以外の原因により発生した特別の利益又は損失の額は、これを除外すること。

2　割賦販売又は前払式特定取引に係る未実現利益を資産対照表の負債の部に計上している場合には、その当期増加額は、割賦未実現利益繰入又は前払式特定取引未実現利益繰入としてこれを経常収益から控除し、当期減少額は、割賦未実現利益戻入又は前払式特定取引未実現利益戻入としてこれを経常収益に加えて計算すること。

3　前払式割賦販売又は前払式特定取引に係る繰延費用を資産対照表の資産の部に計上している場合には、その繰延費用の当期増加額及び当期減少額をそれぞれ区分して、注記欄に記載すること。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

様式第４（第１４条関係）

様式第４（第14条関係）（昭61通産令17・全改、昭63通産令17・平元通産令37・平3通産令30・平11通産令50・平13通産令57・平20内閣府令2・令元通産令47・令3国土令6・一部改正）

営業保証金供託届出書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可（登録）番号
住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第16条第２項（第15条第２項（第35条の３の60において準用する場合を含む。）、第35条第３項（第35条の３の60において準用する場合を含む。）及び第35条の３の62において準用する場合を含む。）の規定により供託をしたので、供託書の写しを添えて届け出ます。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第17条関係）

様式第５（第17条関係）（平21通産令１・全改、平23通産令17・一部改正、平25通産令57・平26式第４の２項下・一部改正、令元通産令47・令３通産令６・一部改正）

前受金保全措置届出書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可番号
住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第16条の４第１項又は第35条第３項（これらの各規定を第35条の３の62において準用する場合を含む。）の規定により、供託書（供託書及び供託金証明書）の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

１　基　準　日　　年　月　日

２　基準日において供託している営業保証金の額　　Ⓐ　　円

３　基準日における前受金の額　　Ⓑ　　円

４　基　準　額　　(Ⓐ×１／３－Ⓑ)　Ⓒ　　円

５　前受金保全措置の内容

(１)　供託所名

(２)　前受業務保証金の供託

イ　金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		円
	(計)Ⓓ	円

ロ　有価証券の供託

解除年月日	対象年月日	供託番号	名称	記号	番号	枚数	額面額	換算額	割合	供託額
							円	円		円
							(計)ⓔ	円	(計)Ⓕ	円

ハ　保証保険の供託

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割合	供託額
			円		円
		(計)	円	(計)Ⓖ	円

(３)　前受業務保証金供託委託契約の締結

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円
		(計)ⓗ	円

６　前受金保全措置を講じた額　　(Ⓓ＋Ⓔ＋Ⓕ＋Ⓖ＋Ⓗ)　ⓘ　　円

（備考）

１　「割合」の欄には、割賦販売法施行規則第16条第１項第１号又は第２号（第35条において準用する場合を含む。）に規定する割合を記載すること。

２　「契約対象期間」の欄には、その期間内に許可割賦販売業者若しくは法第35条の３の40の許可を受けた者が法第第35条第１項各号（法第35条の３の62において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなった時から法定代理人が法第第35条の３第３項（法第35条の３の62において準用する場合を含む。）の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託業に相当する額の前受業務保証金の供託をすることを約した期間を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第18条関係）

様式第６（第18条関係）（平21通産令１・全改、平23通産令17・一部改正、平25通産令57・平26式第４の２項下・一部改正、令元通産令47・令３通産令６・一部改正）

前受業務保証金取戻承認申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可番号
住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第16条の５第３項（第35条の３の62において準用する場合を含む。）の規定により、前受業務保証金の取戻しについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　基　準　日　　年　月　日

２　基準日において供託している営業保証金の額　　Ⓐ　　円

３　現に講じている前受金保全措置の内容

(１)　供託所名

(２)　前受業務保証金の供託

イ　金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		円
	(計)Ⓑ	円

ロ　有価証券の供託

解除年月日	対象年月日	供託番号	名称	記号	番号	枚数	額面額	換算額	割合	供託額
							円	円		円
							(計)	円	(計)Ⓒ	円

ハ　保証保険の供託

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割合	供託額
			円		円
		(計)	円	(計)Ⓓ	円

様式第７（第１８条関係）

(3) 前受業務保証金供託委託契約の解約

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円
		(計)㊶	円

(4) 前受金保全措置を講じている額 (㊶+㊷+㊸+㊹) ㊺ 円

4 基準日における前受金の額 ㊻ 円

5 基準額 (㊺×1／2−㊻) 円

6 取戻しができる前受業務保証金の額 (㊺−㊻) 円

7 取戻しをしようとする前受業務保証金

(1) 供託所名

(2) 金額

金額	供託年月日	供託番号
円		
(計) 円		

(3) 有価証券

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	供託価額
						円	円	円
						(計)	円 (計)	円

(4) 保証証書

供託年月日	供託番号	銘柄	納付金額	供託価額
			円	円
			(計) 円	(計) 円

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第１８条関係）（第13条関係）（平21規則第９１・全改、平25規則第９７・一部改正、平31規則第９７・令和２年６規則７・一部改正）

前受業務保証金供託委託契約解除承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

許可番号
住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第16条の５第５項（第35条の３の９において準用する場合を含む。）の規定により、前受業務保証金供託委託契約の解除について承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 基準日　年　月　日

2 基準日において供託している営業保証金の額 ㊷ 円

3 既に講じている前受金保全措置の内容

(1) 供託所名

(2) 前受業務保証金の供託

イ 金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		円
		(計)㊸ 円

ロ 有価証券の供託

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	額面合計	供託価額
							円	円	円
							(計)	円 (計)㊹	円

ハ 保管証書の供託

供託年月日	供託番号	銘柄	納付金額	額面合計	供託価額
			円		円
			(計) 円		(計)㊺ 円

様式第８（第１９条関係）

(3) 前受業務保証金供託委託契約の解約

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円
		(計)㊻	円

(4) 前受金保全措置を講じている額 (㊻+㊼+㊽+㊾) ㊿ 円

4 基準日における前受金の額 (51) 円

5 基準額 (㊿×1／2−(51)) 円

6 解除することができる供託委託契約の契約額

7 解除しようとする供託委託契約の内容

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額	契約の解除年月日	解除額	備考
			円		円	
			(計) 円		(計) 円	

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第19条関係）（第13条関係）（平21規則第９１・全改、平25規則第９７・平31規則第９７・令和１・一部改正、平31規則第９７・令和２年６規則７・一部改正）

承　継　届　出　書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可番号
住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第16条の６第１項本文（第35条の３の９において準用する場合を含む。）の規定により許可割賦販売業者の地位を承継したので、割賦販売法施行規則第16条第２項各号（第35条において準用する場合を含む。）に掲げる書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 承継の原因

2 譲承継者の住所

3 譲承継者の名称及び代表者の氏名

4 許可年月日

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第２０条、第１２９条関係）

様式第９（第35条、第135条関係）（昭和63年第41号・追加、昭和63年第97号・平４条第６号・平13条第６号Ⅳ・一部改正、平21規第６号・別様式第４様下１・一部改正、平25告示第1024号・令３規第６号・令５規第９号・一部改正）

変　更　届　出　書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可（指定）番号
住　所
名　称
代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、割賦販売法第35条第１項（第35条の３の40において準用する場合を含む。）又は第135条の４の規定により割賦販売法施行規則第30条第３項第１号（第135条において準用する場合を含む。）又は第135条第３項）に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

１　変更した事項
２　変更した年月日及び理由
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１０（第２０条関係）

様式第10（第35条関係）（昭和63年第41号・追加、昭和63年第97号・平４条第６号・平13条第６号Ⅳ・一部改正、平21規第６号・別様式第４様下１・一部改正、令元規第６号・令３規第９号・一部改正）

前払式割賦販売契約約款（前払式特定
取引契約約款）変更届出書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可番号
住　所
名　称
代表者の氏名

下記のとおり前払式割賦販売契約約款（前払式特定取引契約約款）を変更するので、割賦販売法第35条第３項（第35条の３の40において準用する場合を含む。）の規定により、割賦販売法施行規則第30条第３項第３号（第135条において準用する場合を含む。）に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

１　変更しようとする事項
２　変更しようとする年月日及び理由
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１１（第２１条関係）

様式第11（第35条関係）（昭和63年第41号・追加、昭和63年第97号・平４条第６号・平13条第６号Ⅳ・一部改正、平21規第６号・別様式第４の２様下１・一部改正、令元規第６号・令３規第９号・一部改正）

帳簿備付営業所届出書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可番号
住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法施行規則（以下「規則」という。）第35条第１項（第135条において準用する場合を含む。）の規定により、帳簿を備える営業所を下記のとおり届け出ます。

記

１　主たる営業所に備える帳簿に規則第35条第３項各号に掲げる事項をすべて記載することが困難な理由
２　帳簿を備える従たる営業所の名称等

備付開始年月日	帳簿を備える従たる営業所の名称及び所在地	左欄の営業所に備える帳簿に規則第35条第３項各号に掲げる事項が記載されている営業所又は代理店の名称及び所在地

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１２（第２４条関係）

様式第12（第35条関係）（昭和63年第41号・追加、昭和63年第97号・別様式第７の３様下１、昭和63年第97号・平５条第６号・平13条第６号Ⅳ・一部改正、平21規第６号・別様式第４・別様式第７の３様下１・一部改正、令元規第６号・令３規第９号・一部改正）

前受業務保証金取戻承認申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

（指定番号）
住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第35条の４第３項（第35条の３の40において準用する場合を含む。）の規定により、前受業務保証金の取戻しについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　取戻しをしようとする前受業務保証金の額
２　取戻しをしようとする理由
（備考）
１　指定番号は、指定受託機関が申請する場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１３（第２６条、第６８条の２、第６８条の１７、第１０３条、第１２５条、第１３３条の１３関係）

様式第１３（第26条、第68条の2、第68条の17、第103条、第125条、第133条の13関係）

（略）　同法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

（略）　同法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

（略）　同法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

（略）　同法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

（略）　同法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

（略）　同法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

営　業　廃　止　届　出　書

年　月　日

経済産業大臣殿

許可（登録）番号

住　所

名　称

届出者の氏名

前記式製紙販売（包装用購入あっせん、個別信用購入あっせん、前払式特定取引、クレジットカード番号等取扱型約款組織事業者）の営業を廃止したので、割賦販売法第35条第１項（第35条、第35条の３において準用する第35条、第35条の３の35、第35条の３の40において準用する第35条第１項及び第35条の２の14）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　廃止した年月日及び理由

２　廃止後２週間営業譲渡（登録包装信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者、法第35条の３の40の許可を受けた者、クレジットカード番号等取扱型約款組織事業者）との関係

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１３の２（第61条関係）

様式第13の2（第61条関係）（令2.7.31改正後の様式・通知）

認定加盟信用購入あっせん業者届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所

名　称

代表者の氏名

認定加盟信用購入あっせん業者の届出を受けたいので、割賦販売法第35条の３の４第１項の規定により、割賦販売法第35条の３の５第１項の規定に基づき届出書を提出します。

１　割賦販売法第35条の３の４第１項第１号の方法

２　加盟店に関する事項

３　割賦販売法第35条の３の４第１項第２号の事項

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「割賦販売法第35条の３の４第１項第１号の方法」の欄には、法第５条の２第３項の規定により、割賦販売法第35条の３の５第１項第１号の方法を記入すること。

３　「加盟店に関する事項」の欄には、この様式に定める「特定加盟信用購入あっせん業者届出書」を提出する者が、認定を取得することが見込まれる日を次の事業年度末日等定期的に報告すること。

４　「特定加盟信用購入あっせん業者」の欄には、年内期日等の組織図を添付し、内部組織の概要を記載すること。

様式第１３の３（第62条の２関係）

様式第13の3（第62条の2関係）（令2.7.31改正後の様式・通知）

変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

登録番号

住　所

名　称

代表者の氏名

認定加盟信用購入あっせん業者の届出を受けたいので、割賦販売法第35条の３の４第３項の規定により、割賦販売法第35条の３の７第１項の規定に基づき届出書を提出して、届け出ます。

記

１　変更を予定する事項

２　変更の内容及び変更の理由

３　変更を予定する年月日

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第60条の２第２項第１号に規定する割賦販売法第35条の３の５第１項第１号の方法を変更する場合には、その該当する方法の概要及び採用する方法に基づく利用者保護及び適正な業務の遂行を確保する理由を記載すること。

３　「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第60条の２第２項第２号に規定する割賦販売法第35条の３の４第１項第２号の事項を変更する場合には、変更後の事項の概要を記載すること。

様式第１３の４（第62条の５関係）

様式第13の4（第62条の5関係）（令2.7.31改正後の様式・通知）

認定加盟信用購入あっせん業者届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

登録番号

住　所

名　称

代表者の氏名

第　条　第　項　第　号　に　届　け　ま　す

標記の事業を開始しましたので、割賦販売法第35条の３の５第４項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　認定加盟信用購入あっせん業者（その名称）

２　営業開始年月日の認定加盟信用購入あっせん業者

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１４（第６３条関係）

様式第14（第63条関係）（平成13省令61・追加、平成19省令9・一部改正、令和2省令37・令和4省令102・一部改正）

包括信用購入あっせん業者登録申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

包括信用購入あっせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第35条第1項の規定により、同条第2項に規定する事項を添えて申請します。

1　名称
2　本店の所在地及び電話番号
3　その他の営業所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所その他の営業所）の名称及び所在地
4　資本金又は出資の額
5　純資産比率
6　役員の氏名
7　協会加入の有無　　有（会員番号：　　）　　無

（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　名称には、ふりがなを付すこと。
3　「純資産比率」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額（純資産額）を計算し、「純資産額÷資本金又は出資の額」に100を乗じた数値を記載すること。
4　「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第35条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。
5　「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は括弧で会員番号を記載すること。

登録免許税領収証貼付欄

様式第１５（第６７条関係）

様式第15（第67条関係）（昭和36省令40・特殊法人等関係下ケ一部改正、昭和38省令42・平ケ通産令9・平13通産令61・一部改正、平13通産令79・平成2通産令7・一部改正、平20内閣府令3・令元経産令17・令2経産令37・一部改正）

変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

登録番号
住　所
名　称
代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更がありたので、割賦販売法第35条の3第1項の規定により、割賦販売法施行規則第6条第3項各号に掲げる事項を添えて、届け出ます。

記

1　変更した事項
2　変更の年月日及び理由

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１５の２（第６８条の８関係）

様式第15の2（第68条の8関係）（令2内閣府令8・追加）

特別小額包括信用購入あっせん業者届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

登録番号
住　所
名　称
代表者の氏名

電　話（市　局　番）　年　月　日　第　号　（印）

前記の事業者が下記のとおり、割賦販売法第35条の2の3の規定により、下記のとおり届出します。

記

1　特定小規模事業者の法人番号又はその名称
2　当該事業者が加盟する認定割賦販売協会の名称
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１５の３（第６８条の９関係）

様式第15の3（第68条の9関係）（令2内閣府令8・追加）

特別小額包括信用購入あっせん業者廃業届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
氏　名
代表者の氏名

特別小額包括信用購入あっせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第35条の2の3第1項の規定により、廃業届出書を添えて、届け出ます。

1　名称
2　本店の所在地及び電話番号
3　その他の営業所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所その他の営業所）の名称及び所在地
4　割賦販売法施行規則第6条の10第1号に規定する事件を終了するものとして割賦販売法第35条の2の3第1項の届出を受ける場合にあっては、当該届出を受けようとする月及びその届出年月日
5　割賦販売法施行規則第6条の10第2号又は第3号に規定する事件を終了するものとして割賦販売法第35条の2の3第1項の届出を受ける場合にあっては、当該事件を受けようとする年月日
6　廃業の区分
7　利用者等に対する説明及び苦情の事後の処理
8　廃業時に保有する債
9　利用者及び利用者以外の第三者の生命等
10　協会加入の有無　　有（会員番号：　　）　　無

（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　名称には、ふりがなを付すこと。
3　「純資産比率」の欄には、割賦販売法施行規則第6条第7項第1号の規定により、「資産の合計額から負債の合計額を控除した額（純資産額）」を計算し、「純資産額÷資本金又は出資の額」に100を乗じた数値を記載すること。
4　「被保険者」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額（純資産額）を計算し、当該額を記載すること。
5　「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第35条の2の3第1項第3号に掲げる役員に該当する者をすべて記載すること。
6　「利用者等に対する説明及び苦情の事後の処理」の欄には、当該方法の概要及び当該方法に基づく利用者等に対する説明及び苦情の事後の処理の具体的内容を記載すること。
7　「廃業に当たって保有する債」の欄には、この届出に係わる特定小規模事業者が保有する債務等を終了し、弁済を完了することが見込まれる日を含む年月日を西暦年月日の形式で記載すること。
8　「利用者及び利用者以外の第三者の生命等を行う事項」の欄には、利用者等の苦情処理を終了し、当該事件の概要を記載すること。
9　「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は括弧で会員番号を記載すること。

登録免許税収書貼付欄

様式第１５の４（第６８条の１４関係）

様式第15の4（第66条の14関係）（令3.7.21付け法務省令第・号）

変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
氏　名
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第７条の４第２項の規定により、割賦販売法第５条の２の２第１項の規定により、割賦販売法第５条の４第２項に規定する書類を添えて、届け出ます。

記

１　変更を生じた事項
２　変更の年月日及び変更の理由
３　変更を生じた年月日

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第６条の４第２項第１号に規定する利用者及び加盟店の登録の内容を変更する場合には、当該当該の機能及び法令に基づく利用者及び加盟店の取引条件を記載すること。
３　「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第６条の４第２項第２号に規定する利用者支払い情報及び加盟店情報を処理する場合には、変更後の情報の概要を記載すること。

様式第１５の５（第６８条の１５関係）

様式第15の5（第66条の15関係）（令3.7.21付け法務省令第・号）

変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者等
住　所
氏　名
代表者の氏名

割賦販売法第７条の４第３項の規定により、割賦販売法第５条の２の２第２項の規定により、割賦販売法施行規則第６条の４第３項の規定により、届け出ます。

記

１　変更した事項
２　変更した年月日及び理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第９９条関係）

様式第16（第96条関係）（平31.3.26付け・追加、令元.6.28付け・令2.3.31付け・令3.7.21付け・一部改正）

個別信用購入あっせん業者登録申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

割賦販売法第３５条の３の３第１項の規定により、同条第２項に規定する書類を添えて申請します。

更新課題　　前回登録番号　　登録番号　（　年　月　日）

１　登録区分　　新　規　　更　新
２　住所
３　本店の所在地及び電話番号
４　その他の営業所の名称及び所在地
５　資産の合計額から負債の合計額を控除した額
６　役員の氏名
７　協会加入の有無　　有（会員番号：　　）　　無

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「資産の合計額から負債の合計額を控除した額」の欄には、割賦販売法施行令第６条に基づき、資産の合計額から負債の合計額を控除した額（純資産額）を記載すること。
３　「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第３５条第１項第４号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。
４　「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。
５　新規登録の場合は、登録免許税領収書を、更新の場合は、収入印紙を添付すること。

登録免許税領収書又は収入印紙

様式第１６（第９９条関係）

様式第17（第102条関係）

様式第17（第102条関係）（平21規則令47・追加、平25同規則令2・令元規則令47・令3規則令93・一部改正）

変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

登録番号
住　所
名　称
代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があったので、割賦販売法施行規則第30条第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1　変更した事項
2　変更の年月日及び理由
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第18（第106条関係）

様式第18（第106条関係）（平21規則令47・追加、令元規則令47・令3規則令93・一部改正）

指定信用情報機関申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
商号又は名称
代表者の氏名

指定信用情報機関の指定を受けたいので、割賦販売法第35条の3の37第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。
1　商号又は名称
2　主たる営業所又は事務所その他指定信用情報提供等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
3　役員の氏名又は商号若しくは名称
4　特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第19（第115条関係）

様式第19（第115条関係）（平21規則令47・追加、令元規則令47・令3規則令93・一部改正）

変　更　届　出　書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
商号又は名称
代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、割賦販売法第35条の3の50第1項の規定により、割賦販売法施行規則第115条第3項各号に掲げる書類を添えて届け出ます。

記

1　変更した事項
2　変更の年月日及び理由
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第20（第116条関係）

様式第20（第116条関係）（平21規則令47・追加、令元規則令47・令3規則令93・一部改正）

業務及び財産に関する報告書

自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
商号又は名称
代表者の氏名

1　特定信用情報提供等業務の概要

（記載上の注意）　特定信用情報提供等業務の営業状況の報告について簡潔に記載すること。

2　役職員、営業所・事務所

(1)　役職員数

区　分		人　数		
			うち個人	うち法人
役　員				
	うち常勤役員			
従業員	職　員			
	その他			
	計			

(2)　営業所・事務所

営業所名	住　所

（記載上の注意）　記載基準日は事業年度の末日とすること。

3　関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合		関係内容
				所有割合（%）	被所有割合（%）	

（記載上の注意）

1 「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項における関係会社をいう。

2 「議決権の所有又は被所有割合」の欄には、小数点第3位以下を切り捨てて表示すること。

3 「住所」の欄には、国内の関係会社は市町村名まで記載し、海外の関係会社は都市名まで記載すること。

4 「関係内容」の欄には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況等について記載すること。

4 会員の状況

(1) 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者

名称	住所	加入年月日

(2) 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者以外の会員

名称	住所	主要な事業の内容	加入年月日

（記載上の注意） 記載基準日は事業年度の末日とすること。

5 本邦物品信用情報の状況

	発行件数（千件）		発行人数（百万人）		マンスリークリア債権等（百万円）	他債務（百万円）		登録債務者等の件数（百万件）
		うち債権譲渡（千件）		うち債権譲渡（百万人）			うち加盟信販会員（百万円）	
包括信用購入あっせん								
個別信用購入あっせん								
合計								

（記載上の注意）

1 記載基準日は事業年度の末日とすること。

2 「マンスリークリア債権等」とは、支払時期が到来していない又は支払の義務が履行されていない二月払購入あっせん又は二月払個別購入あっせんに係る債権の額をいう。

3 「他債務」とは、割賦販売法第35条の3の66第1項第3号に規定する債務の額をいう。

4 「未開支払品目数」とは、割賦販売法施行規則第113条第2項第1号イ又は第2号イに規定する額をいう。

5 「登録債務者の件数」とは、割賦販売法施行規則第104条第3項第5号に規定する件数の合計数をいう。

6 開設件数

使用先	当該事業年度中の開設件数（百万件）		
	契約開設	管理開設	合計
会員			
うち包括信用購入あっせん業者			
うち個別信用購入あっせん業者			
うち上記以外			
他の指定信用情報機関			
うち包括信用購入あっせん業者			
うち個別信用購入あっせん業者			

その他			
合計			

（記載上の注意）

1 「開設開設」とは、会員が顧客から新たな与信申込を受けた際に行う開設をいう。

2 「管理開設」とは、契約中の顧客の物定信用情報を確認する目的で行う開設をいう。

7 料金又は手数料の内訳

	当該事業年度中の料金（百万円）
会員	
うち包括信用購入あっせん業者	
うち個別信用購入あっせん業者	
うち上記以外	
小計	
他の指定信用情報機関	
うち包括信用購入あっせん業者	
うち個別信用購入あっせん業者	
その他	
小計	
合計	

8 指定信用情報機関等業務の委託先

商号又は名称	住所又は所在地	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	委託年月日	同意年月日	委託業務の内容	関係内容

（記載上の注意）

1 「委託状態」の欄には、指定信用情報機関から受託している者（以下「受託者」という。）は「委託」と記載し、受託者から委託を受けている者は「再委託」と記載するとともに受託者の名称を記入すること。

2 「同意年月日」の欄には、指定信用情報機関が同意日に係る同意を与えた年月日を記載すること。

3 「関係内容」の欄には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況等について記載すること。

9 個人情報保護への取組み

（記載上の注意） 安全管理対策、外部監査、会員管理、業務委託先管理その他の個人情報保護への取組みについて簡潔に記載する。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

様式第２１（第１１７条関係）

様式第21（第117条関係）（平11規則令和5・追加、令和2規則令和7・令3規則令和7・一部改正）

特定信用情報提供等業務休廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
商号又は名称
代表者の氏名

特定信用情報提供等業務の全部又は一部の休止又は廃止をしたいので、割賦販売法第35条の3の28第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

１　休止又は廃止しようとする年月日及び理由
２　申請者と指定信用情報機関との関係
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２２（第１２２条関係）

様式第22（第122条関係）（平11規則令和5・追加、平11規則令和6・一部改正、平11規則令和7・様式第10の3様下・一部改正、令3規則令和7・令3規則令和7・一部改正）

前払式特定取引業許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

前払式特定取引業の許可を受けたいので、割賦販売法第35条の3の42において準用する同法第35条第１項の規定により、同法第35条の3の40において準用する同法第35条第２項に規定する書類を添えて申請します。

１　名称
２　本店の所在地
３　その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
４　資本金又は出資の額
５　役員の氏名
６　前払式特定取引の方法により取引しようとする商品又は指定役務の種類又は範囲

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
登録免許税収入印紙

様式第２３（第１２６条関係）

様式第23（第126条関係）（昭57通産令和3・追加、昭61通産令和7・令3規則令和7・一部改正、平4通産令和7・平11規則令和5・平11規則令和6・一部改正、平21規則令和7・様式第10の3様下・一部改正、令3規則令和7・令3規則令和7・一部改正）

指定受託機関指定申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

住　所
名　称
代表者の氏名

指定受託機関の指定を受けたいので、割賦販売法第35条の４第２項の規定により、同条第１項に規定する書類を添えて申請します。

１　種　　号
２　本店の所在地
３　その他の営業所の名称及び所在地
４　資本金の額
５　役員の氏名
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２４（第１３０条関係）

様式第24（第130条関係）（昭57通産令和3・追加、平4通産令和7・平11規則令和5・一部改正、平21規則令和7・様式第10の3様下・一部改正、令3規則令和7・令3規則令和7・一部改正）

受託事業廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣殿

指定番号
住　所
名　称
届出者の氏名

受託事業を廃止したので、割賦販売法第35条の７第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　廃止した年月日及び理由
２　届出者と指定受託機関との関係
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２５（第１３１条関係）

様式第25（第131条関係）（甲社規第40・46条、甲社規第46の7・甲社規第46の11・一部改正、甲社規第46の7・甲規式第30の4第7・一部改正、甲社規第46の7・甲令規第46の・一部改正）

事業計画変更届出書

年　月　日

越谷税務大臣殿

指定番号
住　所
名　称
代表者の氏名

事業計画書の記載事項に変更があったので租税特別措置法施行令第39条の8第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1　変更した事項
2　変更した年月日及び理由
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２６（第１３１条関係）

様式第26（第131条関係）（甲社規第40・46条、甲社規第46の7・甲規式第30の4第7・一部改正、甲社規第46の7・甲令規第46の・一部改正）

事業報告書

年　月　日

越谷税務大臣　殿

指定番号
住　所
名　称
代表者の氏名

年度　事業報告書

期　自　年　月　日
至　年　月　日

標記の事業年度が終了したので、租税特別措置法施行令第39条の8第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　事業の概要
2　委託業務に関する事項（別表(1)により記載すること。）
3　株主総会に関する事項（株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した議案等について記載すること。）
4　取締役会又は執行役に関する事項（取締役会招集又は執行役会の年月日、決議又は決定した事項の概要等について記載すること。）
5　株主に関する事項（別表(2)により記載すること。）
6　経理の状況
(1)　比較貸借対照表（別表(3)により記載すること。）
(2)　比較損益計算書（別表(4)により記載すること。）
(3)　比較株主資本等変動計算書（別表(5)により記載すること。）
(4)　附属明細表（別表(6)から(8)までにより記載すること。）
（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(1)

期末現在における委託者別委託業務の種類及び期間表

（単位　千円）

委託者名	受託額	委託者名	受託額

(1) のれん	×××			×××			
(2) 借地権	×××			×××			
(3) 長期前払費用	×××			×××			
(4) ・・・・・・・	×××			×××			
無形固定資産合計		×××			×××		
3. 投　資							
(1) 投資有価証券	×××			×××			
(2) 保証保証金	×××			×××			
(3) 退職給付引当特定資産	×××			×××			
(4) その他の投資	×××			×××			
投資合計		×××			×××		
固定資産合計		×××			×××		
Ⅲ 繰延資産	×××			×××			
1. 創立費	×××			×××			
2. 開業費	×××			×××			
3. 株式交付費	×××			×××			
4. 社債発行費	×××			×××			
5. ・・・・・・	×××			×××			
繰延資産合計		×××			×××		
資産合計		×××			×××		

負　債　の　部

Ⅰ 流動負債							
1. 買掛金	×××			×××			
2. 支払手形	×××			×××			
3. 短期借入金	×××			×××			
4. 未払費用	×××			×××			
5. 未払金	×××			×××			
6. 預り金	×××			×××			
7. 前受金	×××			×××			
8. 前受収益	×××			×××			
9. 未払法人税等	×××			×××			
10. その他の流動負債	×××			×××			
流動負債合計		×××			×××		
Ⅱ 固定負債							
1. 長期借入金	×××			×××			
（うち役員等長期借入金）	×××			×××			
2. 社　債	×××			×××			
3. 退職給付引当金	×××			×××			
4. 長期未払金	×××			×××			
5. その他の固定負債	×××			×××			
固定負債合計		×××			×××		
Ⅲ 引当金							
1. 役員賞与引当金	×××			×××			
2. 賞与引当金	×××			×××			
3. 特別保証引当金	×××			×××			
4. 債務保証損失引当金	×××			×××			
5. 保険事故引当金	×××			×××			
6. ・・・・・・	×××			×××			
引当金合計		×××			×××		
負債合計		×××			×××		

純　資　産　の　部

Ⅰ 株主資本							
1. 資本金	×××			×××			
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金	×××			×××			
(2) その他資本剰余金	×××			×××			
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金	×××			×××			
(2) その他利益剰余金	×××			×××			
① 任意積立金	×××			×××			
② 繰越利益剰余金	×××			×××			
4. 自己株式	×××			×××			
株主資本合計		×××			×××		
Ⅱ 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金	×××			×××			
2. 繰延ヘッジ損益	×××			×××			
3. 土地再評価差額金	×××			×××			
評価・換算差額等合計		×××			×××		
Ⅲ 新株予約権	×××	×××		×××	×××		
純資産合計		×××			×××		
負債・純資産合計		×××			×××		

（注記）

1. 期末受注残高　×××千円
2. ・・・・・

（備考）用紙の大きさは，日本産業規格A４とすること。

別表(1)

比　較　損　益　計　算　書

（単位　千円）

科目 ＼ 区別	前期 自 年 月 日 至 年 月 日 円	前期 自 年 月 日 至 年 月 日 欄	前期 自 年 月 日 至 年 月 日 金額	前期 自 年 月 日 至 年 月 日 構成比	当期 自 年 月 日 至 年 月 日 円	当期 自 年 月 日 至 年 月 日 欄	当期 自 年 月 日 至 年 月 日 金額	当期 自 年 月 日 至 年 月 日 構成比
Ⅰ 営業収益								
1. 法人予約料		×××				×××		
2. 代行決済収益		×××				×××		
3. 会員資金収入		×××				×××		
4. ・・・・・・・		×××				×××		
5. 一般管理費								
人件費								
(1) 役員報酬	×××				×××			
(2) 給　料	×××				×××			
(3) 雑手当	×××				×××			
(4) 賞　与	×××				×××			
(5) 法務費	×××				×××			
(6) 法定福利費	×××				×××			
(7) 厚生費	×××				×××			
(8) 福利厚生費	×××	×××			×××	×××		
物件費								
(1) 修繕維持費	×××				×××			
(2) 事務用品費	×××				×××			
(3) 事務機器費	×××				×××			
(4) 図書印刷費	×××				×××			
(5) 旅　費	×××				×××			
(6) 交通費	×××				×××			
(7) 通信費	×××				×××			
(8) 用水光熱費	×××				×××			
(9) 調査研究費	×××				×××			
(10) 広報費	×××				×××			
(11) 協会費及び諸会費	×××				×××			
(12) 業務委託費	×××				×××			
(13) 広告宣伝費	×××				×××			
(14) 交際費	×××				×××			
(15) 寄附金	×××				×××			
(16) 地代家賃	×××				×××			
(17) 保険料	×××				×××			
(18) 雑　費	×××	×××			×××	×××		
6. その他の費用								
(1) 租税公課	×××				×××			
(2) 減価償却費	×××	×××	×××		×××	×××	×××	
営業利益			×××				×××	
Ⅱ 営業外損益								
1. 営業外収益								
(1) 受取利息	×××				×××			
(2) 有価証券利息	×××				×××			
(3) 受取配当金	×××				×××			
(4) 有價証券売却益	×××				×××			
(5) 雑収入	×××	×××			×××	×××		
2. 営業外費用								
(1) 支払利息及び割引料	×××				×××			
(2) 社債利息	×××				×××			
(3) 社債発行費償却	×××				×××			
(4) 創立費償却	×××				×××			
(5) 開業費償却	×××				×××			
(6) 有價証券売却損	×××				×××			

(7) 減少法	××××	××××	××××			××××	××××	××××			
繰越利益			×××					×××			
Ⅲ 特別利益											
1 過年度分引当金戻入額	×××					×××					
2 保険積金戻入	×××					×××					
3 資産準備金戻入	×××					×××					
4 特別償却引当金戻入	×××					×××					
5 保険交勘準備金戻入	×××					×××					
6 固定資産売却益	×××					×××					
7 ・・・・・・	××××	××××				××××	××××				
Ⅳ 特別損失											
1 資産準備金繰入	×××					×××					
2 特別償却額	×××					×××					
3 保険交勘準備金繰入	×××					×××					
4 臨時損失	×××					×××					
5 固定資産売却損	×××					×××					
6 ・・・・・・	××××	××××	××××			××××	××××	××××			
税引前当期純利益				×××						×××	
法人税、住民税及び事業税				×××						×××	
法人税等調整額				×××						×××	
当期純利益				×××						×××	

(注記) 1 ・・・・・・

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

別表四

比期株主資本等変動計算書

(単位 千円)

区 分	前事業年度 (自 年 月 日 至 年 月 日)	当事業年度 (自 年 月 日 至 年 月 日)
Ⅰ 株主資本		
1 資本金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
(2) その他資本剰余金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
資本剰余金合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
剰余金の配当	△×××	△×××
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
(2) その他利益剰余金		
① 任意積立金		
前期末残高	×××	×××

当期変動額		
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
② 繰越利益剰余金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
利益剰余金合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
4 自己株式		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
自己株式の処分	×××	×××
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
株主資本合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
・・・・・・	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
Ⅱ 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××

当期末残高	×××	×××
3 土地再評価差額金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
評価・換算差額等合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
Ⅲ 新株予約権		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
・・・・・・	×××	×××
株式資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

(備考)
1 左欄には前事業年度における金額を、右欄には当事業年度における金額を記載すること。
2 事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3 変動事由及び金額の記載は、おのおのの貸借対照表における記載の順序によること。
4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

別表ト

銀行預金明細表

（単位　千円）

銀行名 ＼ 預金の種類	定期預金	通知預金	別段預金	当座預金	・・・・	合計	摘要
合計							

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表チ

金銭信託明細表

（単位　千円）

信託会社名 ＼ 種類	指定金銭信託	特定金銭信託	・・・・	計	摘要
計					

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表リ

有価証券明細表

	銘柄	１株の金額	株数	取得原価	貸借対照表計上額	摘要
株式		円		円	円	
	計					

	銘柄	券面総額	取得原価	貸借対照表計上額	摘要
公社債		円	円	円	
	計				

	種類及び銘柄	取得価額又は出資総額	貸借対照表計上額	摘要
その他の有価証券		円	円	
	計			

（備考）
１　「銘柄」及び「種類及び銘柄」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
２　公社債の銘柄は、「何会社他上相当付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表ヌ

借記有価証券明細表

借記会社名	銘柄	借記の種類	種類別数又は株数	貸借対照表計上額	摘要
				円	
計					

（備考）
１　「銘柄」の欄は、別表の備考２の例により記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表ル

貸付金明細表

借主の氏名又は商号若しくは名称	金額	年利率（%）	返済期限及び返済の方法	担保
	円			
計				

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表ヲ

有形固定資産明細表

（単位　円）

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首減価償却累計額	当期償却額	当期減少額に係る償却累計額	期末償却累計額	摘要
計									

（備考）
１　「資産の種類」の欄には、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
２　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄には取得原価によって記載し、期末残高から期末償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載すること。
３　税法の治律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の理由により当該資産の価法が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に括弧書（括弧書）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。
４　著しい増減については、その事由を「摘要」の欄に記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(5)

種別固定資産明細表

（単位　円）

資産の種類	期首数量	期首現在取得価額	当期増加数量	当期増加取得価額	当期減少数量	当期減少取得価額	期末現在数量	期末現在取得価額	当期償却額	期末現在償却累計額	摘要
計											

（備考）
1　「資産の種類」の欄には、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
2　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は数量部分によって記載し、期末残高から期末減価償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載すること。
3　特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の理由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。
4　著しい増減については、その事由を「摘要」の欄に記載すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(5)

共同募金明細表

受託者名	金額	供託履行年月日	設立の理由	摘要
	円			
計				

（備考）
1　寄附金募集記念その他の金額について脱記が生じているものにあつては、その旨「摘要」の欄に記載すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(6)

責任準備金明細表

（単位　円）

算出方法	内訳	金額
法第32条の10第１号により算出した額（収益率表）	(1)	
法第32条の10第２号により算出した額（保証残高）	(2)	
(1)と(2)の合計		
(3) 法人分費用		
(4) 代位弁済履行		
(5) 当該委託者からの収入金		
(6) (3)−(5)		
(7) 当初契約に係る供託金		
(8) 事業費		
(9) (1)−(6)−(7)−(8)		
繰入額（(4)、(9)のいずれか多い金額）		

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(7)

受託事業基金原資預託明細表

（単位　円）

受託事業基金の預託者の名称	前期末残高	当期増減	当期末残高	摘要
小計　××名				
その他の預託者				
計　××名				

（備考）
1　「受託事業基金の預託者の名称」の欄には、当事業年度末において最も大口の受託事業基金の預託者から順次独立での者について記載し、他は一括して「その他の預託者」の欄に記載すること。
2　受託事業基金預託原資について、会社が担保した額がある場合又は差押を受けた額がある場合には、その額について「摘要」の欄に記載すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(7)

取締役、執行役、監査役及び独立との間の取引

取締役、執行役、監査役又は独立の別	氏名	取引の内容	金額	取引期間	摘要
			円		
計					

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(7)

取締役、執行役及び監査役に支払った報酬

取締役、執行役又は監査役の別	人数	金額	摘要
		円	
計			

（備考）
1　「取締役、執行役又は監査役の別」の欄には、常勤、非常勤を区別して記載すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(7)

受託事業代位弁済事故明細

事業所名	受託者の名称	契約概要		代位弁済の内容		代位弁済の状況		事故発生年月日	事故発生の原因	改善状況
		契約金額	期間			代位弁済年月日				
			始期	終期	元本	利息	合計			
		円				円				
計										

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２６の２（第１３３条の２関係）

様式第26の2（第133条の3関係）（平成27年3月31日から施行・令2.3.31改正・令3.3.31改正・令5.3.31改正・一部改正）

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を受けたいので、割賦販売法第35条の17の3第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

1　名称
2　本店の所在地及び電話番号
3　その他の営業所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所その他の営業所）の名称及び所在地
4　役員の氏名
5　協会加入の有無　　有（会員番号：　　）　無

（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　名前に はりがなを付すこと。
3　「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第35条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。

登録免許税第15章計付欄

様式第２６の３（第１３３条の４関係）

様式第２６の３（第133条の4関係）

変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

登録番号
住　所
名　称
代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があったので、割賦販売法第35条の17の6第1項の規定により、割賦販売法施行規則第133条の4第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1　変更した事項
2　変更した年月日及び理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２７（第１３４条関係）

様式第27（第134条関係）（平成28年3月・最終、令和2年4月7・令3.3.31改正・令5.3.31改正・一部改正）

認定割賦販売協会認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

認定割賦販売協会の認定を受けたいので、割賦販売法第35条の18第1項の規定により、割賦販売法施行令第35条第2項各号に規定する書類を添えて申請します。

1　名称
2　事業所の所在の場所
3　役員の氏名及び役員の名称

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２８（第１３６条関係）

様式第28（第136条関係）

財産及び収支に関する報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

許可番号
住　所
名　称
代表者の氏名

期　　間　（自　年　月　日　至　年　月　日）

標記の事業所について下記のとおり、割賦販売法施行規則第136条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1．許可割賦販売業者又は法第35条の20(1)の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）に関する状況
　(1)　資産状態及び負債の状態（別表の1により記載すること。）
　(2)　収益計算書に関する事項（別表の2により記載すること。）
　(3)　減価償却、人件費等に関する事項（別表の3により記載すること。）
　(4)　役員報酬に関する事項（別表の4により記載すること。）
　(5)　子会社等（会社法に関する事項（別表の5により記載すること。）
　(6)　資本の関係を有する者（以下「関係会社」という。）の状況に関する事項（別表の6により記載すること。）
2．関係会社に関する状況
　(1)　資産状態及び負債の状態（別表の1により記載すること。）
　(2)　収益計算書に関する事項（別表の2により記載すること。）
　(3)　減価償却、人件費等に関する事項（別表の3により記載すること。）
3．連結会社に関する状況
　(1)　資産状態及び負債の状態（別表の1により記載すること。）
　(2)　収益計算書に関する事項（別表の2により記載すること。）
　(3)　減価償却、人件費等に関する事項（別表の3により記載すること。）
　(4)　役員報酬に関する事項（別表の4により記載すること。）

（備考）
1．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2．関係会社に関する状況については、関係会社の名称ごとに作成すること。
3．連結会社に関する状況については、許可割賦販売業者等（関係会社を含む。）の合計の数値を記載すること。ただし、許可割賦販売業者等又はその親会社の連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の作成、報告及び開示に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第１項に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合においては、当該連結財務諸表の数値を記載すること。

別表(ロ)

貸借対照表に関する事項

法人名	
事業所	沖ハ特殊施設生産事業・開発公社・基礎研究所

（単位：千円）

貸借対照表（決算期）	年	科目	沖縄支援事業所	沖ハ特殊施設生産事業・開発公社・基礎研究所
資産の部		1．現預金		
		2．受取手形		
		（うち関係法人取引の総計）		
		3．売掛金・割引手形入金		
		（うち関係法人取引の総計）		
		4．商品原材料等在庫		
		5．仕掛品		
		6．貯蔵品		
		7．未収入金・未収利息		
		（うち関係法人取引の総計）		
		8．前渡金		
		9．前払費用		
		10．関係会社貸付金		
		（うち関係法人取引の総計）		
		11．繰延資産（ソフト知的所有権）		
		12．仮勘定		
		（うち関係法人取引の総計）		
		13．固定資産		
		（うち関係法人取引の総計）		
		14．土地		
		15．建物及附属設備		
		16．その他特殊設備		
		17．機械装置・運搬具・工具器具・備品		
		18．仮勘定		
		19．建設仮勘定		
		20．その他特殊設備		
		（うち試験研究（ソフト））		
		21．無形固定資産		
		22．特許権		
		23．その他特殊設備		
		（うち試験研究（ソフト））		
		24．関係会社株式		
		25．関係会社貸付金		
		26．関係会社出資金		
		27．投資等		
		（うち関係法人取引の総計）		
		28．その他資産		
		（うち関係法人取引の総計）		
		（うち繰延資産（ソフト知的所有権））		
		29．貸倒引当金		
		30．投資損失		
		（うち関係法人取引の総計）		
		31．繰延資産		
		（うち関係法人取引の総計）		
		32．繰延資産		
		33．資産合計		
		（うち関係法人取引の総計）		

別表(ハ)

損益計算書に関する事項

法人名	
事業所	沖ハ特殊施設生産事業・開発公社・基礎研究所

（単位：千円）

損益計算書（決算期）	年	科目	沖縄支援事業所	沖ハ特殊施設生産事業・開発公社・基礎研究所
収益の部		34．売上高		
		（うち関係法人取引の総計）		
		35．売上原価		
		（うち関係法人取引の総計）		
		36．売上総利益		
		37．販売費及び一般管理費		
		38．役員報酬		
		39．役員賞与		
		（うち関係法人取引の総計）		
		40．役員退職慰労金		
		41．給与手当		
		（うち関係法人取引の総計）		
		42．法定福利費（厚生年金保険料）		
		43．福利厚生費		
		44．旅費交通費		
		45．通信費		
		46．広告宣伝費（ＩＴ知的所有権）		
		47．賃借料		
		48．減価償却費		
		49．研究開発費		
		50．交際費		
		51．諸費		
		52．その他経費		
		（うち関係法人取引の総計）		
		53．営業利益		
		（うち関係法人取引の総計）		
		54．営業外収益		
		55．受取利息		
		56．受取配当金		
		57．有価証券売却益		
		58．その他営業外収益		
		（うち関係法人取引の総計）		
		59．雑収入		
		60．経常利益		
		61．特別利益		
		62．固定資産売却益		
		63．前期損益修正益		
		64．その他特別利益		
		（うち関係法人取引の総計）		
		65．特別損失		
		66．固定資産売却損		
		67．前期損益修正損		
		68．その他特別損失		
		（うち関係法人取引の総計）		
		69．税引前当期利益		
		70．法人税、住民税及び事業税		
		71．法人税等調整額		
		72．当期利益		
		73．前期繰越利益		
		74．当期未処分利益		
		75．中間配当額		
		76．利益処分額		
		77．次期繰越利益		

（注記）

1．「売上高」は、事業所ごとの「収益計算書（年度分）」及び法人税申告書のうち「16．法人税申告（年度分）」について、……にこれを記入し、「売上原価」は、事業所ごとの「収益計算書（年度分）」及び法人税申告書のうち「16．法人税申告（年度分）」について、……にこれを記入すること。

2．

（備考）

1．用語の大きさは、日本標準規格Ａ４とすること。

2．「貸借対照表」の「現金・預金」は、「現金」、「当座預金」、「普通預金」、「定期預金」、「郵便貯金」、「別段預金」、「通知預金」、「外国通貨」、「郵便為替」、「銀行為替」、「小切手」、「他人振出の小切手」、「他人振出の約束手形」、「他人裏書の約束手形」、「他人裏書の為替手形」、「他人裏書の小切手」、「他人裏書の郵便為替」、「他人裏書の銀行為替」、「他人裏書の外国通貨」、「他人裏書の郵便貯金」、「他人裏書の別段預金」、「他人裏書の通知預金」、「他人裏書の外国為替」、「他人裏書の外国郵便為替」、「他人裏書の外国銀行為替」、「他人裏書の外国通貨」、「他人裏書の外国郵便貯金」、「他人裏書の外国別段預金」、「他人裏書の外国通知預金」、「他人裏書の外国小切手」、「他人裏書の外国約束手形」、「他人裏書の外国為替手形

様式第２９（第１３６条関係）

別表(4)

減額徴収、入件費等に関する事項

名称	
区分	許可保証機関等番号・開始日・廃止日

（単位：千円）

減額徴収、入件費等		
減額徴収	(1)．減額徴収開始数	
	(2)．減額徴収対象額	
	(3)．徴収時間変動に対する減少実績	
(4)．収益実績		
(5)．入件費		
(6)．修繕費		
(7)．特記事項		

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(5)

役員報酬に関する事項

名称	
区分	許可保証機関等番号・開始日・廃止日・連結法人

（単位：円）

減額徴収、入件費等		
(1)．支給役員数		
役員報酬	(2)．本俸額	
	(3)．賞与額	
	(4)．合計（(2)と(3)の和）	
役員退職慰労金	(5)．本俸額	
	(6)．賞与額	
	(7)．合計（(5)と(6)の和）	
	(8)．合計（(4)と(7)の和）、その他の額	

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(6)

会員組織金庫の内訳に関する事項

（単位：件、千円）

予約前受金の内訳			
営業日（西暦年）	平ニヨ＊＊	件数	金額
(1)．横浜支店			
(2)．横浜南支店			
(3)．横浜市			
(4)．合計			
営業日（西暦年）	平　月	件数	金額
(5)．横浜市以外			

（注記）

1．期末現在の会員金庫の数を記入。

2．その会員の会員金庫に係る主な業務を簡潔に記入。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表(7)

関係会社に関する事項

商号又は名称	代表者の氏名	主要な事業内容	出資又は持株	過去3期の年度末又は最近年度の財務状況		経営上の取引関係
				内容設計	損失発現日	

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第29（第136条関係）（平１３改令６７・全改、平２３改令６７・平２５改令９０号・一部改正、平２５規令９０・平３０規則２１限下・一部改正、平３１号規則第９２・令元規令６７・令２規令５９号・一部改正）

予約前受金残高等報告書

年　月　日

越谷流域大臣　殿

許可番号

住　所

名　称

代表者の氏名

下記のとおり　年　月　日現在における予約前受金の残高等を報告します。

1　予約前受金残高

（単位：件、千円）

区分	前年期末		当年期中				当年期末		備考
	残高		増加		減少		残高		
予約前受金									
割賦式預託金（割賦式無預託金）契約件数									

2　契約コース別予約前受金残高

（単位：件、千円）

契約コース	契約件数	前受金残高	契約コース	契約件数	前受金残高
			その他		
			合計		

3　保証所・代理店別予約前受金残高

（単位：件、千円）

保証所・代理店名	契約件数	前受金残高	保証所・代理店名	契約件数	前受金残高
			合計		

（備考）

1　千円未満は切り捨てとすること。

2　契約コース別予約前受金残高については、主要3コースとその他に分けて記載すること。

3　「契約コース」の欄は、月掛金及び回数の別に例えば「5千円×60回＝300千円」のように記載すること。

4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３０（第１３６条関係）

様式第30（第136条関係）（甲ト組織合併・甲ト組織合併・乙ト組織合併・甲ト組織合併・甲ト組織合併・甲ト組織合併・乙ト組織合併・甲ト組織合併・乙ト組織合併・甲ト組織合併）

財産調査報告書

指定番号
提出年月日

住所
名称
代表者の氏名

（　年　月　日現在）　（単位　千円）

科目	加算額	備考	科目	加算額	備考
A．資産の部			B．負債の部		
Ⅰ．流動資産			Ⅰ．流動負債		
(1) 現金及び預金			(1) 支払手形		
(2) 受取手形			(2) 買掛金		
(3) 有価証券			(3) 短期借入金		
(4) その他の流動資産			(4) その他の流動負債		
Ⅱ．固定資産			Ⅱ．固定負債		
(1) 有形固定資産			（うち受託事業基金）	（　）	
(2) 無形固定資産			Ⅲ．引当金		
(3) 投資			（うち賞与引当金）	（　）	
Ⅲ．繰延資産			（うち退職引当金）	（　）	
			資産の部合計額から負債の部合計額を控除した額（A－B）		
			（参考）純資産		
			Ⅰ．資本金		
			(1) 資本金		
			(2) 資本剰余金		
			(3) 利益剰余金		
			(4) 自己資本比率		
			Ⅱ．評価・換算差額等		
			(1) その他有価証券評価差額金		
			(2) 繰延ヘッジ損益		
			(3) 土地再評価差額金		
			評価・換算差額等合計		
			Ⅲ．純資産合計		

（注）受託残高　　千円

（備考）
１　銀行引当金又は純資産計算書を計上する要素については、受託引当金又は純資産計算を当該要素から直接除外した額を＋で記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３１（第１３６条関係）

様式第31（第136条関係）（甲ト組織合併・乙ト組織合併・甲ト組織合併・甲ト組織合併・甲ト組織合併・乙ト組織合併・甲ト組織合併・乙ト組織合併・甲ト組織合併）

独立委託契約の締結状況報告書

最高機関大臣殿

指定番号
提出年月日

住所
名称
代表者の氏名

下記のとおり　年　月　日現在における独立委託契約の締結状況を報告します。

（単位　千円）

委託者名	受託額	委託者名	受託額
		その他	
		合計	

（備考）
１　上位20社について記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３２（第１３７条関係）

様式第32（第137条関係）

表

第　号

資産運用法第41条の規定による
定入検査証

写真

宣戦及び氏名

年　月　日交付

発行者　　印

裏

別紙裁定決定書

第41条　最高機関大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可資産配置者、独立信用購入あっせん事者、個別信用購入あっせん事者、個別信用情報機関、要注意者のＩＤＥＡＴＯＲＩＮＧ事業を営む者、割賦受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定特殊販売組合の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

２　内閣総理大臣は、前条第２項、第４項又は第５項に規定する場合において利用者又は購入者若しくは信用の提供を受ける者若しくは個別信用の提供を受ける者の利益を保護するために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可資産配置者、独立信用購入あっせん事者、個別信用購入あっせん事者又は第35条第３項の許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、キャンセルターン番号等取扱受託業者の営業所又は事務所にまたは入り、帳簿、書類その他の物件の検査またはリジットカード番号等の適切な管理等の状況に関係ないに関係し、をさせることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、独立信用購入あっせん事者から独立信用購入あっせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所にまたは入り、帳簿、書類その他の物件の検査その委託を受けた独立信用購入あっせんに係る業務に関係ないに関係し、をさせることができる。

５　経済産業大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、個別信用者の営業所又は事務所にまたは入り、帳簿、書類その他の物件の検査個別信用購入あっせん業者の第35条の５第２項第４号の２に掲げる事項の同第４号の２に掲げる事項に関係ないに関係し、をさせることができる。

６　経済産業大臣は、特定信用情報機関等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入信用情報機関に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査信用情報機関は、特定信用情報機関に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に関係ないに関係し、をさせることができる。

７　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

８　第５項の立入検査等での規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた権限として解釈してはならない。

９　内閣総理大臣は、第２項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

第51条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。
１　第41条第１項又は第５項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記算式

（額面金額－発行価額）／発行の日から償還の日までの年数）×（発行の日から供託の日までの年数）

この式の計算は、発行の日から償還の日までの年数および発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。